

平成20年 第3回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成20年9月9日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

---

## 1, 出席議員 (14名)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 古立憲昭君  | 2番 西川六男君  |
| 3番 竹邑利文君  | 4番 辻一夫君   |
| 5番 吉田容工君  | 6番 植田昌孝君  |
| 7番 松本美也子君 | 8番 小走善秀君  |
| 9番 吉川博一君  | 10番 松本宗弘君 |
| 11番 上田幸弘君 | 12番 安達周玄君 |
| 13番 竹村和勇君 | 14番 欠員    |
| 15番 欠員    | 16番 鶴藤幾長君 |

---

## 1, 欠席議員 (0名)

---

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 谷口定幸君

---

## 1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

|              |              |
|--------------|--------------|
| 町長 寺田典弘君     | 副町長 森口淳君     |
| 総務部長 中島昭司君   | 総務部参事 石本孝男君  |
| 住民福祉部長 松田明君  | 生活環境部長 小西敏夫君 |
| 産業建設部長 森島庸光君 | 水道部長 渡邊和博君   |

|                   |        |                |        |
|-------------------|--------|----------------|--------|
| 総務課長              | 吉川 建君  | 監査委員           | 檜 宏君   |
| 教育委員長             | 大西 宏興君 | 教育長            | 濱川 利郎君 |
| 教育次長              | 松原 伸兆君 | 会計管理者          | 福西 博一君 |
| 選挙管理委員会<br>事務局 局長 | 安部 和夫君 | 農業委員会<br>農事 局長 | 鍬田 芳嗣君 |

---

## 1, 議事日程

### 日程 1. 一般質問

#### 1. 2番 西川 六男 議員

- ・ 清掃工場の建設について

#### 2. 8番 小走 善秀 議員

##### 1. 幼稚園の運営について

- (1) 幼稚園入園者の現状と来期以降の見通し
- (2) 保育園園児の現状、待機児童の人数
- (3) 何故、幼稚園園児が減少し、保育園園児が増加するのか、分析と対策
- (4) 時間延長はどうか。

##### 2. 弥生の里ホールの運営について

- (1) 平成18年～19年度にかけての運営収支
- (2) 自主事業の収支
- (3) 自主事業の企画立案者、収支見通しをどう立てているのか。
- (4) どういう基準で企画しているのか。

#### 3. 3番 竹 邑 利 文 議員

##### 1. 財政状況について

- ・ 地方債残高294億円は、いつ減少になるのか。

##### 2. 行政財産について

- ・ 膳本が本町名義なのに行政財産に記載がないのはなぜか。

##### 3. 登下校の安全と通学路について

- ・ 見守り活動に行政が指導力を発揮できないか。

4. 5番 吉田容工 議員

1. 少人数学級について

- (1) 本町教育委員会の少人数学級制度に対する考え方と評価は？
- (2) 現在、35人超のクラスは2クラスあります。来年度はどうされるのか？

2. 「田原本結婚応援団」について

- ・若者の婚姻をどのように応援しようと考えておられるのか？「田原本結婚応援団」や農家の嫁探しについてはどうか？

3. 介護保険について

- (1) 年配の方にどのような姿勢で接しておられるのか？田原本町独自でサービスを制限していないかどうか答弁願います。
- (2) 通院介助や外出介助サービスで、見守り介助が必要な場合は、待ち時間もサービス時間に入れているか？
- (3) 生活支援事業で、日中独居の方へのサービスを行っているか？
- (4) 町長は、運動能力の低下していない痴呆性高齢者の指標と障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）がどのようなものと考えておられるのか？
- (5) 町長は、被認定者の生活実態を的確に把握した上で、要介護必要時間を認定するよう指導されているのか？

5. 1番 古立憲昭 議員

1. 小学校の将来について

- (1) 教育の質の保証について
- (2) 小学校の数について
- (3) 学校評価の取り組みについて
- (4) 小中学校の地デジ対応は

2. 保育の充実について

- (1) 待機児童の対応は
- (2) 新生児の保育予約について

6. 7番 松 本 美 也 子 議員

1. 母子家庭医療費の窓口負担の軽減について

2. 食用廃油再生燃料化リサイクル事業の導入について

日程 2. 総括質疑（議第 3 6 号より認第 1 号までの 1 1 議案について）

日程 3. 決算審査特別委員会の設置について

日程 4. 決算審査特別委員会の委員選任について

日程 5. 上程議案の委員会付託について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前１０時００分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は１４名で、定足数に達しております。  
よって議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

### 一 般 質 問

○議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のために申し上げます。会議規則第６３条において準用する第５５条の規定により、３回を超えることはできません。

それでは質問通告順により順次質問を許します。２番、西川議員。

（２番 西川六男君 登壇）

○２番（西川六男君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問を行います。

先日私が住んでおります味間の方から、次のような意見をいただきました。

「現在、田原本町の最大の町政上の課題は清掃工場の建設である。早急に候補地を決定しなければならないが、寺田町政に協力するためにも、味間として自治会に提案し検討してみてはどうか」と個人的ではありますが、ご意見をいただきました。

町民の皆様のこの清掃工場の建設問題に対する関心は、市町村合併の離脱の経緯からも非常に高いものがあります。しかし、現時点で清掃工場建設に関するこれまでの議会の多くの質問に対して「検討中である」という内容の回答が多いわけであり、すでに場所を決定しているのかどうか、またどのような処理方法で実施するのかなど、町としての方針が明確にされないと、地元自治会及び住民の皆様に協力、要請も行うことは不可能であります。

そこで現在の清掃工場の操業停止まで、間もなく７年を切ろうとする段階でもあり、検討特別委員会も設置されましたこの機会に町の方針を確認し、町民の皆様にお示しするために質問をいたします。

平成２０年第１回定例会（３月議会）において、上田幸弘議員が町の環境政策について適切な質問をされましたけれども、時間的制約もあり、町の考えを十分お示

しいただけなかった事項もありますので、これまでの議会での質問と回答されてきた事項と重複しますが、その3月議会以降も鋭意検討されていると思いますので、現時点での基本的な事項について確認も含め、9点質問をいたします。

1つ、清掃工場の建設場所は決定したのか。

2つ、まだ決定していないのなら、候補地は幾つあるのか。

3つ、まだ決定していないのなら、いつまでに建設場所を決定するのか。

4つ、新しい清掃工場の稼働を、現在の清掃工場の操業を停止すると地元6カ大字と協定している期限の平成27年9月30日までに間に合うのか。

5つ、新しい清掃工場の運営に関して、直営、広域化、委託処理などの方法を検討していると説明されているが、具体的にどのような方法か。

6つ、付帯施設としてリサイクルセンター以外の施設は考えておられるのか。

7つ、計画では、建設用地の面積はどの程度必要とを考えておられるのか。

8つ、建設用経費については、どの程度必要とを考えておられるのか。

9つ、住民の皆様の理解と協力をいただくために、清掃工場の問題に対する協議への参加は、「方向性が決まれば検討する」と回答しておられますけれども、どのような方法を考えておられるのか。

以上で私からの質問を終わります。なお、再質問は自席で行います。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。それでは2番、西川議員の清掃工場の建設についてのご質問にお答えをさせていただきます。清掃工場の建設等につきましては、西川議員を始め、議会議員各位にご心配いただいております。まずもって御礼を申し上げます。

町長就任後の平成18年第4回定例会で、「基本的には新しい清掃工場の建設に取り組んでいく、また外部委託も検討させていただきたい。」と答弁し、本年1月の広報たわらもとにおいて、清掃工場の整備手法について、「すべての選択肢を視野に最良の方法を模索・検討し、協定期限までに整備すべく鋭意努力してまいります。」と、町民の皆様にお伝えしているところであります。

昨年10月に新設いたしました総合政策課を中心に、新清掃工場の整備手法、す

なわち移転新築、広域化対応、委託処理等、またリサイクル施設の付設、管理運営方法などを可・不可を問わず、多岐にわたる選択肢を出し、一つ一つ問題点などの整理・検討・検証を進めており、また建設費用やランニングコストなどについても今後さらに厳しさが増すであろう財政状況見込みを念頭において種々検討を重ねているところでございます。

地元6カ大字と締結いたしております協定書に基づく清掃工場の操業期限まで7年余りとなり、町議会におかれましても6月の第2回定例会で清掃工場建設検討特別委員会を設置いただき、去る7月29日に初委員会が開催され、そこで新清掃工場整備にかかわる検討事項等について報告をさせていただいたところでございます。

報告いたしました検討内容でございますが、まず町単独事業として建設する場合については、事業費を約69億円と試算しております。内訳といたしまして、用地取得費、1万平方メートルから1万5,000平方メートル、焼却炉整備費、破碎処理施設整備費、リサイクル施設整備費、環境アセスメント調査費、設計、施工管理費等でございます。この事業費69億円のうち約52億円に起債充当ができ、そのおおむね30%が交付税算入され、結果といたしまして起債利息を加えまして、約61億円が町の一般財源負担となります。

次に、奈良県ごみ処理広域化計画で枠組みが示されております天理市等との広域化対応につきましては、天理市が既存施設を改修し延命を図りたいという意向であります。今後とも協議を進めて参りたいと考えておるところでございます。

なお、国の補助事業でございますが、循環型社会形成推進交付金につきましては、人口面積要件、5万人以上、400平方キロメートル以上があり、本町単独で補助対象とはなりません。近年葛城市と広陵町が連携し、マテリアルリサイクル推進施設を整備し、ごみの資源化・減量化に努めるという計画が国の認可を得た例があり、こうした例の検証を行うとともに、改築時期を迎えます他市町村との連携を模索しております。

最後に、委託処理につきましては、他市町村への委託と民間委託が考えられ、他市町村委託では、本町の可燃ごみ年間排出量1万2,500トンを受ける余剰処理能力のある近隣市町村施設として、橿原市、桜井市などがありますが、それぞれ地元協定等の問題もあるところでございます。

また、民間委託については、適正なごみ処分と委託単価並びに長期にわたり適正に受け入れる民間企業があればベターな手法の一つと考えられております。また、将来的な広域化に向けて、実現までの間の委託なども考えられます。近隣では、京都府木津川市が10年前より民間委託し、積み込み、運搬、焼却、最終処分までを、現在まで問題なく委託処理されておるところでございます。

近年、このような一連の業務を民間委託する市町村が出てきており、島根県安来市、また香川県観音寺市などで行われております。これらの建設、広域化、委託の3案につきまして、現時点におきましては同じレベルで考えております。さらに問題点の整理等を進めておるところでございます。

なお、選択肢を絞る時期につきましては、一番時間を要する建設を念頭に置き、操業期限から逆算をいたしまして、本年度中には方向性を示していきたいと考えておるところでございます。しかし、状況によりましては、遅くとも平成21年度中には絞り込みたいと考えております。

以上が清掃工場建設検討特別委員会でご報告をいたしました内容でございます。今後関係機関との協議を重ね、それぞれの手法について、より具体的な数値等を特別委員会にお示しをし、議会とも協議、ご相談をしながら、最善の方向性を定めてまいりたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 2番、西川議員。

○2番（西川六男君） ただいま町長のほうから答弁をいただきましたけれども、その答弁の内容は、この清掃工場の問題について、いろいろな選択肢を現在検討しており、建設、広域化、委託の3案について、現時点では同じレベルで考えていると。そして平成20年度中には方策を決定し、27年9月末までの協定期限を守るとの答弁と、私は理解をいたします。その答弁を踏まえて6点、質問をいたします。

1点目、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について質問をします。

今回の私の質問を行うに当たりまして、議会会議録等を調べますと、寺田町長は平成18年の12月議会で次のように答弁しておられます。「基本的には私は建設するという計画を進めてまいりたいと、もちろんその方向で考えております。ただ、これにつきましては建設が一番時間がかかりますので、それを中心の柱として外部

委託も検討させていただきたい。」と、すでに平成１８年１２月段階で外部委託も選択肢の一つに入れておられ、相手方もやはり民ではなく官との方針を述べておられます。

そして平成２０年の１月の町の広報では「清掃工場の整備については、現在策定中でありますごみ処理基本計画のもと、その手法について、すべての選択肢を視野に最良の方法を模索・検討し、周辺自治会との協定期限までに整備すべく鋭意努力してまいります。」と、町民の皆様に述べておられます。

そして平成２０年の３月議会において、基本計画に対する質問に対して、町長は次のように答えておられます。「ごみ処理基本計画につきましては、廃棄物処理法の規定に基づき、今後１０年間の一般廃棄物の発生量及び処理等の見込み、また一般廃棄物の抑制のための方策、一般廃棄物の種別及び分別、処理方法等を内容とした計画でございまして、現在策定中でございます。」と、今後１０年間の一般廃棄物の処理方法、すなわち町長の方針である建設・委託・広域などの方法を検討している中での計画で「現在策定中」と答弁されております。しかし、平成２０年３月に策定されましたこの基本計画は、清掃工場の建設を前提とした内容になっております。

町長がこれまでに示して来られた方針に基づく検討内容、すなわち清掃工場を建設した場合にはどうなる、外部委託した場合にはこのようになるといった、町長の方針に基づき検討した内容の記述がありません。

今後１０年間の環境行政の方向性を示す指針ともすべきこの基本計画は、当然町長がすでに平成１８年１２月議会で示された外部委託も検討するとの方向や、広報で町民の皆様に示された方向に基づき作成したものでなければならぬと私は考えます。２００万円余りの経費と職員が資料収集や作成に多くの時間を費やした、この基本計画の内容と、町長の方針とどのように整合するのか、ご説明をいただきたい。

次に、２つ目の質問を行います。方策を決定する時期について質問をいたします。

先ほどの答弁では、「一番時間を要する建設を念頭に置き、操業期限から逆算して本年度中に方向性を示したい。しかし、状況によりましては遅くとも平成２１年度中には絞り込みたいと考えている。」との答弁でございますが、私には全く予想

しない答弁でございます。

これまでの議会での答弁、例えば平成20年3月議会では、「平成20年度中にはその手法及び方法を絞り込み」と答弁されており、今回の答弁では状況により1年間延期する場合もあるのかと懸念いたします。

質問いたしますが、まずこの「状況により」と答弁されておりますが、どのような状況を想定されておられるのか、お教えをいただきたい。

次に、念のために質問をいたしますが、その場合、本当に協定の期限までに間に合うとお考えなのでしょうか。また、「一番時間を要する建設を念頭に置き、操業期限から逆算して本年度中」と答弁されておりますが、1年先送りをする可能性があることに言及しておいでになることは、すでに清掃工場を建設する案を除外して考えておられるのかとも考えられなくもありませんが、いかがでしょうか、町長に答弁を求めます。

3つ目、今後のスケジュールについて質問をいたします。

平成20年3月議会で、清掃工場建設に当たっての日程についての質問の中で、町長は次のように答弁されております。「期限的に可能かどうかいうことでございます。十分可能であるというふうに私どもは認識をいたしておりますし、実際問題、タイムスケジュール等もつくらせていただきまして、建設した場合はどうなるのか、委託の場合はどういうふうになるのか、またそれ以外の方法について、した場合について別にタイムスケジュールをつくらせていただいているところであります。」と答弁をされております。

そこで質問いたします。町としては、平成20年度中、すなわち平成21年3月末までにその方策について方向性を示すとしてはおられますが、その後、平成21年4月以降の予定について、1、建設した場合のタイムスケジュール、2、委託の場合のタイムスケジュール、3、広域化の方法を選んだ場合のタイムスケジュールをそれぞれ明らかにしていただきたい。

4つ目、今回、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定されましたけれども、この計画に基づいて、施設整備基本計画、これはいつ策定されるのか、お示しをいただきたい。

5つ目に、検討中の外部委託について質問をいたします。

町長は、清掃工場については民間委託は考えられない。委託となれば官になろうと思われると答弁をされておりますけれども、私も民間委託は奈良県では考えられないと思います。しかし、先ほどの答弁で民間委託の話がありましたが、具体的に業者を検討されているのか。また、官とした場合、収集、連搬、そして処理能力を考えますと、先ほど答弁にありました橿原市、桜井市、そして広域の天理市などが考えられますけれども、これまでに委託について、それぞれの市に打診や交渉をされたのか。また、これまでの交渉された内容を明らかにされたい。

6つ目に、進行状況の報告について質問をいたします。

この清掃工場の問題については、すでに特別委員会が設置され、今後適切な審議がされるものと考えます。またその審議内容につきましては、委員長のほうからご報告いただきますけれども、委員会に所属しない議員にとりましては、細部について十分理解し得ない内容なども今後起こり得ることも予想されます。この清掃工場の問題は、田原本町にとって町政上の最大の重要課題であり、すべての議員が共通理解し、力を合わせて取り組むべきものと考えます。今後一般質問による議会での答弁を通じて、町民の皆様、この最大の関心の町政課題について、町としての考えを明らかにすることは、議員として当然のことではありますが、事業の取り組みの中での重要な決定や進捗状況などポイントについては、理事者の側からも議会に報告をいただきたいと思いますと考えますが、この点について町長のお考えをお示しをいただきたいと思います。

以上6点、質問いたします。

○議長（松本宗弘君） 2番、西川議員、一般質問でいろいろな質問をされるのは構いません。3番目、4番目のことに関しては、議会の中から選ばれて特別委員会をつくっているの、「特別委員会＝全員の議員」という形で進めていってるはずなので予定をどうのこうのおっしゃると、当該委員会の委員長に対しても失礼だと思うんですよ。

当然、町長がどういう答弁をされるのかわかりませんが、答弁の中で町長自身が特別委員会以外のことでお話される場合やったら、たぶん町長はそういうのを理解されると思うし、まあ我々もそうだし、3番目と4番目の質問については特別委員会の中から進んだ話はたぶんできないと思うんですよ。なのでそれ以上の内容を

お聞きになるということが、まことに申しわけないねんけど、たぶん無理だと思います。

それ以外でのことは、どんどん質問されてもよいと思うし、この6番目の施設ですか、それもまあどのような形で納得いく答弁がないかもわかりませんが、それはまことに申しわけないですけど、先ほども西川議員が言うてくれはったみたい、特別委員会も設置されてますけど、我々議員としても知るということは、それはよくわかるんですよ。しかし、特別委員会というのを設けているんですよ。私たちが、いかに早く理事者とどのような形かという、聞くための特別委員会ですから、その中で選ばれている委員さんやから、あまりその特別委員会を軽視するわけにもいかへんと思うんですよ。議運の委員長、どうですかね。議運の委員長。

○5番（吉田容工君） ええのと違う、そなん。特別委員会に入っていない人は、どこまで審議されてるからわからへんから。

○議長（松本宗弘君） 吉田議員とは後から話したらええわけやけどもな。そういうことやから、今そこで吉田議員も言うたけど、さほど変わらず答えるということですよ。せやからさほど変わらず答えるから、せやからこの3番目と4番目の答弁は再度求めたかって時間の無駄やと思いますねん。我々はもう全くわからへんことやから、せやからそれだけはちょっと答弁不足になるかもわからへんということですよ。それだけはちょっとわかってあげてください。（「はい」と西川議員呼ぶ）  
町長。

○町長（寺田典弘君） ご質問ありがとうございました。

まず1点目につきまして、一般廃棄物処理基本計画の問題でございしますが、これは本年より10年間の計画でございします。そして今現状あります清掃工場につきましては、平成27年まで稼働をさせていただくと。これは皆様方もご存じのことであらうと思います。残りの3年につきましても、建設が柱ということの中で今つくらせていただいたものでございしますので、整合性はとれておるというふうに考えておるところでございします。

また、平成21年度中に方向性を出させていただくというお話は、これは以前からさせていただいておるところでございします。どういう状況によって、そこに間に合わないのかというのは、不測の事態ということで考えておるところであります。

今、現状の中では本年度中には方向性を出させていただきたいというふうに、これは変わらず考えておるところでございますが、ただ、今相手さんとの交渉もあります。そういうこともございますので、交渉相手との関係等も含めまして、平成21年度にずれ込む可能性もあるというふうにご理解をいただければというふうに思います。

それから3番目、タイムスケジュール、4番目、施設整備計画でございますが、議長からおっしゃっていただきましたように、こちらにつきましては申しわけございませんが、前回の委員会のほうでは出させていただいておりませんので、次の委員会のほうでご返答させていただきたいというふうにご考えておりますので、ご理解のほうお願い申し上げます。

また、官だけではなくて、民も今は考えているのかというご質問であったかというふうに思います。先ほど答弁させていただきましたように、今実際この近くにおきましても、民間での施設等、またこれから建設予定の施設等もございます。こういったところも視野に入れまして、これから平成27年度以降、田原本町にとって何が一番ベストな選択となるのか、よりベターな選択であるのかを考えていくというふうに思っておりますので、民のほうにつきましても視野の中に入れさせていただきたいというふうに思います。

それから委員会以外の議員の皆様にはポイントについての説明をしていただきたいということでございます。今後委員会の中で諮らせていただいて、どのように皆様方にご報告をさせていただくか、委員長ともども考えていきたいというふうに思っております。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 答弁漏れはありませんか。

○2番（西川六男君） あります。5番目のところで、外部委託の桜井市とかと交渉してるのかどうかの部分です。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 交渉と言うか、打診をさせていただいておるところでございます。これは委員会のほうにご報告をさせていただきましたが、内容につきましては、また委員会の中でご報告をさせていただきますので、よろしくお願い申

し上げます。

○議長（松本宗弘君） 答弁漏れはありませんか。

○2番（西川六男君） ありません。

○議長（松本宗弘君） 2番、西川議員。

○2番（西川六男君） ちょっと消化不足の部分もございますけれども、先ほど議長のほうからも話がありましたけれども、また委員会の等でご検討いただければと思いますので、3回目の質問に入りたいと思います。

これまでの答弁をお聞きいたしまして、清掃工場の建設費用、あるいはランニングコストなどを考えて、今後さらに厳しさが増すであろう財政状況の見込みも念頭に置いて、町民に皆様の負担を少しでも軽減するための最良の方法を町長はいろいろと模索・検討していただいているのではないかと、私はそのように理解いたします。

しかし、先ほども申しましたようにタイムリミットがある中で、その方法の決定を速やかに行い、一日も早く事業の推進を開始すべきであると私は考えます。

これまでの答弁に対して、さらにもう少し詰めておきたい問題、例えば、先ほど話がありました委員会に所属していない議員としてもスケジュールの問題とか、委託の問題がありますけれども、特別委員会でも適切な審議をされるものと思いますので、私に与えられました質問時間の問題もありますので、これらの今までの答弁も踏まえまして、少しちょっと長くなりますけれども、私の意見を述べさせていただき、2点質問をいたします。

私は、この7月に大津市にあります全国市町村国際文化研修所で、社会保障・社会福祉の研修を受講する機会を得ました。その中で厚生労働省から、医療制度、医療保険、そして公的年金についての説明を受けました。今問題の後期高齢者医療制度を含めて、その諸施策の企画・策定の実務を行った方々から直接説明を受け、また大学などで社会保障・社会福祉の研究をされている方々から講義をいただき、大変勉強になりました。この研修所での講義を受けるたびに私の知らなかったこと、間違っていたことを含めて、いろいろ勉強させていただいております。

前回5月にこの研修に参加したときも、自分の思慮の浅いことを痛切に感じたことがあります。それは元人事院総裁の中島忠能さんが、次のようなお話されたとき

のことであります。

「全国の公務員に職務にやる気を起こすのはどういった場合かという意識調査を行ったところ、給与等が多くもらえることというのはもちろんのことであるが、自分のやっている仕事が多くの人のために役立ち、日本や地域のために少しでも役立つような仕事をしていると感じたとき、仕事に対する充実感や、やる気が起こるとの回答が多かった」と、中島さんはお話をされました。

私は以前、議会での質問の中で、財政縮小のしわ寄せを過度の人件費の削減で対応することにより、職員の職務に対する意欲が低下するのではないかと主張いたしました。多くの職員の皆さんは、今日の日本の社会情勢を認識し、給与等の削減もやむなしとご理解いただいている面があるのではないかと考えております。しかし可能な限りきちんとした待遇を実施することはもちろんのことですが、それよりも自分の仕事で少しでも町民の皆様の生活の向上に役立つとき、田原本町の町のために役立つと考えたときに、仕事に対するやる気や充実感が高まるのではないかと、中島さんのお話を聞いて、これは大切なことだなと勉強させていただきました。その点で先日、これはいいなあと思う文書に出会いました。

それは先ほど質問いたしました「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」であります。特に一読して感じたことは、新施設建設に伴い、このような取り組みもしたい、リサイクルセンターではこんな取り組みもしたい、蛍光灯や電池などの分別もきちんとしたいなど、今後の田原本町の一般廃棄物の処理の課題に新施設の建設を大きな契機としてビジョンを膨らませている点であります。

環境問題に携わり、この基本的な計画書を策定するのに関わった職員の皆さんの方の、その専門家、プロとしての意気込み、あるいは熱意を感じさせる計画書になっているなど、私は読ませていただいて感じました。

先ほど紹介いたしました元人事院総裁の中島忠能さんが、職員がやる気、意欲を持つための必要条件を次のように話されました。「職員にやる気、意欲を持ってもらうためには、自治体の経営者である首長が、社員である職員に、その経営方針をきちんと理解させることが必要である。そのために会議や議会などのいろんな機会を見て自分はこんな町づくりをしたいというメッセージを明確に発信し、職員に理解させることが大切である。そのことで職員がその首長の目指すまちづくりのビジ

ョンに向かって、やる気や意欲を傾けるものである」という内容の話をされました。

同じことが表現を変えまして、日経新聞は『働く日本』と題して、8月25日から1週間連載し、やる気について、次のような内容の記事を掲載いたしました。

「個々の社員の意欲と組織の効率、この両者の関係を説明するために『エンゲージメント』という言葉がアメリカの産業界で広がってきた。この言葉は組織と人との一体感を意味する言葉である。その一体感を左右する要素として、組織の意思決定に参加できるかどうかを最も重視する社員が多い。このエンゲージメントを日本流に言えば『我が社意識』である。」と日経新聞は述べています。

この「我が社意識」とは、これは我々で言うところの「我が町」「我が田原本町」という意識だと私は理解します。

今、紹介をいたしました、町長の方針に基づく情報を町長と職員が共有・共感し、職員に組織の意思決定に参加させることで、やる気や意欲を高めることができるという、中島さんのお話や、日経新聞の主張は、田原本町の町政の充実した効果的な経営を行う上でも同じことが言えるのではないのでしょうか。いわゆる地方分権の時代に自治体がこれからの厳しい時代を生き抜くためにも、その経営上大変大切なキーワードの一つだと考えます。田原本町には情熱や、やる気を持った優秀な職員の方々が多くおいでになります。特に幹部職員には、これまでの町政を実際に推進し、文字にはできないような地域や団体などとの微妙ないきさつなども踏まえた方もおられます。その職員の方々の力を結集して、町長と職員が情報を共有し、一体となり、今後の地方の時代に田原本町が少しでも住みよいまちになるようにご努力いただくことを熱望いたします。

以上の考えから、私は町政の最重要課題である清掃工場の問題を推進するために「清掃工場建設準備室」、仮称ですが、設置することを提案いたします。

この町政上の最重要課題である清掃工場の問題について、総合政策課が中心となりながら、生活環境部など、関係部局や幹部職員の方々が組織としての意思決定に参画し、ともに論議をし、知恵を出し合いながら、我が町、我が田原本町のために最善の方策に基づき事業を推進していただくために提案いたします。この提案は、田原本町が6月に策定されました田原本町政策調整会議等に関する規定や田原本町提案制度実施要綱のねらいや趣旨と一致するものであると私は考えます。この私の

提案について町長のお考えをいただきたいと思います。

もう1点質問をいたします。奈良県は8月11日、宇陀・東吉野地区で県の発注工事の約9割で組織的な談合が行われていたと公表し、関係業者35社を指名停止し、損害賠償請求する方針を明らかにされました。この宇陀土木管内での平成19年度の入札落札率は92.14%であり、また約9割の組織的談合があると奈良県が認定した状況から考えて、田原本町が4月から7月までの入札結果をこの9月の広報で公表された入札結果の実態についても精査する必要があるかとも私は考えます。残念ながら、このような宇陀・東吉野地区で明らかになりました不正行為は後を絶ちません。今後田原本町が清掃工場を新しく建設するのか、委託処理するのか、広域処理をするのか、こういう手法は別としても、現在の清掃工場の施設の処理などを含めて、この清掃工場の問題は田原本町にとって大きな事業であります。仮に、新規に清掃工場を建設する場合、用地の選定及び確保、焼却方式の選定と施設の建設、付帯施設の建設など、想定されている69億円以上の経費が私は必要になるのではないかなと考えております。

このような大型の事業が実施される場合、これまでも全国的に例えば、枚方市の市長も絡んだ清掃工場の問題や、橿原市のし尿処理施設の問題、また先ほどの宇陀・東吉野地区や高取町のように、首長や議員の口利き、談合、官製談合など、利権や不正が絡んでくる多くの事案が明らかになっております。言うまでもなく、この事業の経費は住民の皆様の納めていただいた税金であります。その貴重な納めていただいたお金は、住民の皆様の福祉の向上のためにのみ正しく使われるべきものであると思います。

町政全般について、とりわけ大型の事業について、多くの町民の皆様は、田原本町には利権のうごめくことのないような、不正なうわさのないように、清潔な町政運営を求め、事業の展開を注視されております。私も含め個々の議員の皆様はもちろんのこと、また特別委員会でも適切な事業展開が行われているか注視していただけたと思いますけども、町長として、町民の皆様の信託に応えるために、いかに透明で公正な不正のない事業展開を行うか、最高執行者としての寺田町長の姿勢をお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点質問いたします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ご質問ありがとうございます。

1点目のご質問でございます。準備室をこしらえてはどうかというお話でございます。議員ご存じのように、本年より政策調整会議を各部の主管課、補佐によります政策調整会議を立ち上げさせていただき、その中で、垣根を取り払った形で皆様のご意見を伺いたいということで立ち上げをさせていただいたところでございます。

また、もう1点お述べいただきましたように、職員提案制度も6月から実施をさせていただき、今取りまとめをさせていただいておりますが、その中で皆様方の考えを少しでも吸い上げていきたいというふうに思っているところでございます。

議員の意見、今後とも参考にしてまいりたいと思いますが、ただ1点、今、私どもは総合政策課を中心にやっておりますのは、方向性の決定の範囲でございます。交渉相手もある中で今やっております。ある程度の方向性が決まった段階で、また室の設置、また委員会の設置等も考えていかねばならないというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

それから2点目につきまして、入札の件であろうかというふうに思います。

議員もご存じのように、昨年、今年度とも、入札の改革を行わせていただきまして、いろんな面でコンプライアンスが決定されてきたというふうに私は考えているところでございます。また、これは私どもだけではございませんので、今、先ほど議員がお述べになりましたように、宇陀でそういった過去の談合事件が出てきたということが、今までの膿が外へ出てきたということでありまして、今後につきましてコンプライアンスの徹底がますます進んでいくであろうというふうに考えておるところでございます。

前回の議会でも議員がお述べになりましたように、入札改革はまだ可能性があるかということでございます。そこで言及させていただいたのが、可能性は私はまだあると思っておりますので、その点につきましても今後精査を重ねながら、より住民の皆様に明確に、そして示せるように考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

ありがとうございました。

○議員（松本宗弘君） 2番、西川議員、最初の質問の中で費用、財政、模索、タイ

ムリミットなどの答弁は要らないのか。

○2番（西川六男君） 抜けてます。はい、お願いします。

○議員（松本宗弘君） 3回目の質問の一番初めに、費用、財政、それにタイムリミット、事業推進の件について答弁を求めます。町長。

○町長（寺田典弘君） 一番最初の質問に答弁させていただいたように、費用につきましては約69億円というふうに考えておるところでございます。

財政的に問題はどうかということですので、一番最初にお答えさせていただきましたように、30%の交付税算入を踏まえたとしても、利息を入れますと町単独で61億円の支出をしていかねばならないというのが、今の現状でございます。

また、先ほどお述べになりましたように、その建設におきましては、それ以外にも環境整備等についてまた配慮していかないといけない点があるかというふうに思います。まだ具体的なところは、はっきり言って見えません。そういったところで財政的にも非常に厳しい状況になろうというふうに考えておるところでございます。

タイムリミットとおっしゃる中ではございますが、本年度中に方向性をできるだけ出したいというふうに考えております。同じことの繰り返しになりますが、交渉事でございますので、相手さんによりまして、ある程度の猶予をしていただかなければならないときが来るかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして2番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして8番、小走議員。

（8番 小走善秀君 登壇）

○8番（小走善秀君） 議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

まず幼稚園の運営についてでございます。

最近、厚生労働省は保育園に入所待ちしている待機児童の数が、平成20年4月1日現在で、5年ぶりに増加に転じ、昨年に比べ1,624人ふえて1万9,550人となったとの調査結果を公表しております。そして、全国の84市町村で待機児童が50人を超えたとしております。

当町におきましても、60名の待機児童がおられるように聞き及んでおりますが、

この全国 84 市町村の中に当町も入っておるのではないかと思います。管外通園者も 40 名ほどおられるようです。

反面、幼稚園児は減少し、東幼稚園では年少児童が 5 名、年中児童が 5 名、年長児童が 12 名と極めて少なくなってきました。来期入園見込者も相当少なくなる状況のようです。また、東幼稚園が園児全員で 22 名と少数であるのに対し、田原本幼稚園については 200 名と大きな開きがあります。異常な事態と言わざるを得ないのではないのでしょうか。

これらは近年の少子化や働く女性が増加しているためとされていますが、このような事態に対して、幼稚園入園者の現状及び来期以降の見通し、保育園園児の現状、待機児童の人数、なぜ幼稚園園児が減少し、保育園園児が増加するのか、その分析と対策、今後どうされるのか等についてお答え願います。また、このような状況の中で、時間延長について、他市町村の幼稚園を見ますと 2 時から 3 時 30 分ごろまでと延長されているようでございます。現在は 12 時までとお聞きしておったんですが、2 時ごろまではやっておられるというような部分もあります。ただ、やはり保育が短すぎるので保育園に流れる方向にいつておるのではないかと思います。このような見直しについてご検討いただきたいと思います。

次に、弥生の里ホールの運営についてでございます。

以前、私は予算審査特別委員会であったか、決算審査特別委員会の席であったかで、平成 16 年度弥生の里ホールの自主興行について、大阪フィルハーモニー、円ひろし、南こうせつ、他 2 件の事業で、それぞれ入場料より倍の赤字が出て、合計 1,089 万 8,165 円の赤字となったということに関して、財政の厳しい中で大幅な赤字になるようなことは今後しないいただきたいと強くお願いをいたしました。そのことはご了承いただいたはずでございます。

ところが、平成 18 年度の由紀さおり・安田祥子の事業では、4,500 円の入場料に対して、683 名の入場者で 307 万 5,500 円の収入に対して、委託料 617 万 4,000 円で、差引 309 万 8,500 円の赤字でありました。さらに吉本お笑い寄席では、委託料 300 万円に対して、収入 88 万円、211 万円の赤字で平成 18 年度合計 571 万円の興行赤字でございます。

何ということなんでしょうか。全く委員会で指摘させていただいたことは無視さ

れた状況であります。ホールの運営はこれでいいのでしょうか。次の点についてお尋ねしたいと思います。

平成18年度から平成19年度にかけての運営収支、自主事業の収支、自主事業の企画立案者、収支見通しをどのようにしているのか、どういう基準で企画しているのか、平成18年度のこの赤字についてどのような認識をお持ちなのか、これでいいということなののでしょうか。これらについてお答えいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。なお、場合により自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

（教育次長 松原伸兆君 登壇）

○教育次長（松原伸兆君） 8番、小走議員の第1番目の幼稚園の運営についての第1点目の幼稚園入園者の現状と来期以降の見通しについてのご質問にお答えいたします。

平成20年度と平成23年度の全体の幼児数を比較いたしますと、平成20年度497名、平成23年度は入園率により計算いたしましたところ458名で39名の減となっております。また、最小規模の幼稚園園児数は東幼稚園で平成20年度は22名、平成23年度は21名で1名の減となる予定であります。また、最大規模の幼稚園園児数は田原本幼稚園で平成20年度194名、平成23年度は161名で33名の減となる予定であります。

第3点目、第4点目の、なぜ幼稚園園児が減少し、保育園園児が増加するのか。この分析と対策、時間延長についてのご質問にお答えいたします。

全国的に少子化が進む中で、多くの地域で小・中学校及び幼稚園の小規模化が進行しています。本町においても宅地開発が見込めない市街化調整区域の多い校区は特に減少の傾向にあります。また、核家族化の進展や、女性の社会進出の増加により、幼児を取り巻く環境の変化を受けて、平成12年より3歳児からの就園を実施し、子育て支援の充実を目指して努力してまいりましたが、保育所への入所の増となっているのが現状でございます。

このことから幼稚園の保育時間の延長についてのご意見もございますが、今後は他の市町村の状況も調査して、幼稚園の預かり保育、あるいは文部科学省が示して

おります認定こども園の制度等も視野に入れながら関係課とも協議し、本町に適した対応策を検討して参りたいと考えております。

また、本町幼稚園の保育時間でございますが、3歳児は月曜日・水曜日が9時から11時30分、火曜日・木曜日・金曜日が9時から13時30分です。4歳児・5歳児は、月曜日が8時20分から11時40分、火・水・木・金曜日が8時20分から14時までの保育を行っております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） それでは8番、小走議員のご質問にお答えして参りたいと思います。

1番目の幼稚園の運営についてのご質問の、2点目の保育園園児の現状、待機児童の人数についてお答えいたします。

平成20年9月現在でございますが、宮古保育園につきましては、定数150名に対しまして187名、宮森保育園につきましては、定数200名に対し224名、こどもの森阪手保育園につきましては、定数90名に対し112名を措置しております。

次に、待機児童数でございますが、宮古保育園では5名、宮森保育園では5名、こどもの森阪手保育園では8名となっております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

（教育次長 松原伸兆君 登壇）

○教育次長（松原伸兆君） 次に、第2番目の弥生の里ホールの運営についての第1点目、平成18年度から平成19年度にかけての運営収支についてでございます。

生涯学習センターは複合施設になっており、ホール部分だけとなりますと支出経費は電気代・総合管理業務委託等、案分しなければならない経費も多数ございますので、おおよその支出になりますがご理解賜りたいと思います。

平成18年度の支出は約1億7,026万円で、収入は利用料金の311万8,420円となっております、利用者は327件でございます。平成19年度の支出は約

1億7,300万円で、収入は利用料金の360万2,000円となっており、利用者は253件でございます。

次に、2点目の自主事業の収支でございますが、平成18年度は合併50周年記念講演事業を含め3回の事業を実施し、その事業費は967万2,645円で、入場者は1,779名で、入場料金は395万9,500円となっております。平成19年度はピアノコンサートなど4回の事業を実施し、その事業費は260万5,500円で、入場者は1,539名で、入場料金は72万2,100円となっております。

次に、3点目の自主事業の企画立案者、収支見通しをどう立てているのかとのご質問でございますが、企画立案につきましては、センター利用者のアンケート調査なども参考に、財政面を考慮しながら生涯教育課で企画しております。また、収支見通しにつきましては、原則として町内住民を対象としていることから、入場者数で変動はいたしますが、事業費の半額ぐらいは入場料金で賄えるよう入場料金を設定しております。

次に、4点目のどういう基準で企画しているのかとのことでございますが、とりわけ基準はございません。しかし、住民だれもが楽しんでいただける事業ということで企画しております。今後財政に大幅な負担のかからない事業や入場料金の設定などを考慮しながら実施していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 8番、小走議員。

○8番（小走善秀君） ありがとうございます。

まず幼稚園の運営の件に絡み、先般宮森保育園が増築したばかりでございますが、保育園の今後それでは増設はどのように考えておられるのか、そのへんをちょっとお聞きたいと思います。

また、東幼稚園が1クラスが5名、そして全員で20名。それに対して田原本幼稚園が200名近くと。こういう生徒の格差がある中でね、5名1クラスの職員が、まあ何人に1人配置されているのかは、そのへんはわかりませんが、田原本幼稚園の対応と本当に開きがあるのではないかと。そういう職員の待遇面でも相当な開き

の中で、これはこのままでいいのか。やはりこれだけの開きがあれば、合併・統廃合というようなことも考えなくてはならないのではないかと思います。現状こういう中で、いかにそのことを今まで考えてこられたかということをお聞きしているわけでございます。また、答弁の中では認定こども園のことも出て、検討されるようにお話があったわけですが、平成18年10月にこれが創設されて、幼保の枠組みを越えて小学校就学前の子ども対して、幼児教育・保育を一体的に提供すると。ともに地域における子育て支援の取り組みをより充実させる新たな選択肢として導入されたわけでございます。

この新しい制度が当面本県においては、まだやっていないようですけれども、やはりこういうことも真剣に考えていただいて、早いこと取り組んでいただくと。あるいは対策の中で、すでにどう考えておられるのかということをもっとお示しいただきたかったなということでございます。認定こども園も本年度では相当普及促進ということで手続きの簡素化とか制度改革を検討し、また補助金等も検討されておられるということですので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それから弥生の里ホールの運営についてでございます。

答弁の中で、半額ぐらいは入場料で賄えるよう入場料金を設定しておられると、こういうお考えとお聞きしました。また、住民がだれでも楽しんでいただける事業ということで企画しておられるというご答弁です。

そうすれば、こういう娯楽・趣味の興行にね、由紀さおり、それから吉本興業、こういう趣味の世界に半額の料金で設定していると。頭からそういう考え方でおられるなら、これはちょっとおかしいのではないかなと。これは理解できませんね。そしたら吉本見たいから大阪へ行くんで入場料半分負担してよと。そういうことはできますか。4,500円の倍のお金を税金で負担しているわけですか、興行に対して。そしたらどっかでいい歌手が来た、どっかでええ漫才やってると。そしたら、いや、あれ見たいから、そしたら皆さんの中で、たくさんのアンケートが出てですよ、だれかの公演行きたいと。ほんなら町で半分負担してよと。それでいけるんですか。税金がそういう使われ方をしているんですか。こういう答弁はちょっと僕は理解できないと思います。ご答弁をお願いしたいと思います。それでいいのかなどうか。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。

保育園の今後でございますけれども、実は平成19年6月に宮森保育園が定数170名から200名に変更いたしました。そして田原本町には3つの園がございます。宮古には町立で委託している宮古保育園がございますけれども、この建物につきましても、もう15年が経過しております。かなりの修理、改修等をしていかなければならないと思っております。あと二、三年につきまして、一応新しく建て替えるか、改修するかということで検討していきたいなと思っております。もし新しく建て替えるとなれば、定数のほうも増員を検討していきたいのかなということを、ちょっと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） それでは2点目の幼稚園の運営に関わって私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

先ほどご指摘がございましたように、確かに東幼稚園は少数化しておりますし、田原本幼稚園との格差ということも指摘いただいたわけでございますが、現状としてはそういう員数になっておりますが、しかし、教育内容、教育指導におきましては東幼稚園、あるいは田原本幼稚園におきましても、地域の実態とか、あるいは子どもの特性とか、そういうことを十分把握していただき、その幼稚園の実態に即したような形で指導計画を立て、また指導内容も吟味しながら努めていただいているというのが現状でございます。例えば東幼稚園でしたら、少人数であるならば、ほかの幼稚園との交流学习を進めたり、あるいは同じ園の中であっても、縦割り集団のそういう教育内容を取り入れたりしながら、現状としては努めていただき、一定の教育効果を上げていただいているというのが、私も伺っておるところでございます。

しかし、ご指摘されておられるのは、それぞれ適正なる規模があるんじゃないかというようなことじゃないかと思うんです。確かに集団活動、あるいはまた集団活動を通して付けるべきいろんな社会的な要素等々もございますけれども、そういう

内容に関わって、どこまで教育効果が上がるのかというご指摘のことだと思います。このことに関しましては、今後とも検討していく大きな要素だとも感じておりますので、そういうふうに使っていかせていただこうと、こう思っております。ただ、そこへいくまでの過程で、例えば預かり保育の問題とか、先ほどご指摘いただきました認定子ども園、昨年度も私、全国の幼稚園研究大会がこの当地奈良県でございまして、そこへも参加させていただき、認定子ども園、あるいは預かり保育等々の実践発表等も聞かせていただいていたわけですが、そういうことも根底にしながら、先ほど次長から答弁がございましたように、他町村との関係も含めまして早急な検討課題にさせていただきたいなと、こういうふうに思っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） まずもって冒頭に、とりあえず答弁と今までの経過につきまして、おっしゃるとおりのご指摘のとおりでございます。事業というのは、当然甘い考えをもって事業をさせていただいたことは、この場をお借りいたしまして深くおわび申し上げたいと思います。

当然おっしゃったご指摘のとおり、いわゆる税をもって事業運営をしていく中でございますので、できるだけ収支決算で皆様方の町民の税源を無駄にしないというような方向で、今後も再度検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 8番、小走議員。

○8番（小走善秀君） ありがとうございます。

いろいろあると思うんですが、1つね、弥生の里ホールの運営について、他府県のホールの運営の中で、ちょっと聞いたことがあるんですが、今、当町にも文化団体とかがあるんですが、そういう文化団体、まあ限ったことではないんですが、民間のそういう自分たちでやっている団体、文化団体に、そしたら文化の振興と自分たちの振興、あるいはホールの管理運営を幾らかでも、ある程度予算、この今の状況から言うと例えば200万円ぐらいをその文化団体に補助金、何らの名目でお渡しして、それを運営費としてね、1つは、そのホールの興行もその方たちにやって

いただくと。で、赤字は出さないで。十分考えていただいてね、まあ難しいかわかりませんが。だけでも他府県でね、そういうことをやっておられるところがあるということです。やはりそういうことも考えてされれば、さらに赤字をなくして、またそれが地元の文化団体のやる気、振興につながるのではないかと。案外、一石二鳥のいいあれではないかなということで、ちょっとご提案させていただきます。これは強制でも何でもなしに。ただ、そういうことも考えられるのかどうか。ご検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） 貴重なご意見、ご提案をいただきまして、ありがとうございます。私のほうもこれから精一杯頑張ってまいりたいと思います。今のご意見等も参考で、いろいろやっておられる市町村があるということをご提案いただいておりますので、できるだけ早い間に調査させていただいて、いい方向で検討してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして8番、小走議員の質問を打ち切ります。

続きまして3番、竹邑利文議員。

（3番 竹邑利文君 登壇）

○3番（竹邑利文君） 議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

1番目に、本町の財政状況についてお聞きします。

景気の回復が芳しくなく、サブプライム住宅ローン問題の背景と原油価格の高騰で町民に物価高で家計を苦しめております。本町の国道24号線沿いでも空き店舗が多くなりつつあります。本町の財政力指数は頑張ってもらって良好ですが、一人当たりの人件費・物件費の適正度は類似団体に比べて低い、よき傾向ですが、ラスパイレス指数が低いと思います。それは職員が安給で働いているためか、また人口1,000人当たりの職員数が多い、この2点の是正策はどうするか。普通建設事業費は、これから駅前整備事業、清掃工場とふえる。他の建設費は抑制されるか。私が議員をさせてもらって3年経過しました。市町村経常収支は奈良県下、香芝市に続いて2番目に優秀な自治体となっておりますが、財政調整基金は減る一

方、反対に地方債は減る状態とは思えない。現在294億円の残債、町民一人当たり86万円、一世帯250万円、膨大な金額です。団塊の世代も終わり税収入も減るのみです。どのようにして残債を減少するのか。方策はどうか、お答えください。

2番目に、行政財産について。

登記簿謄本が本町名義の土地が、なぜ行政財産、普通財産に記載されていないのか。35年も経過している、どうしてこうなったのか。この土地を転売したらどうするのか。資産評価もできない状態です。このような固定資産は本町に他にないかお答えください。

3番目に、登下校の安全と通学路について。

通学距離、時間、幹線道路の横断回避、防犯環境、児童の安全確保、保護者の不安解消を目的として、5校区ともボランティアの皆様により毎日見守り活動を行ってもらっています。これらのボランティアはいつなくなるかわからない。本町としては、このままの状況で見ているだけですか。「行政は何もしないのか」と不満の声があります。行政は率先して指導力を発揮できないですか。

通学路に関して、防犯灯設置、道路の補修等、住民生活課、建設課別々対応、自治会長の印鑑は各所に必要。そこで、一自治会長かPTAの印鑑で教育委員会が窓口一本にならないか、答弁をお願いします。なお、再質問は自席で行います。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） それでは3番、竹邑利文議員の一般質問にお答えをいたします。

第1番目の財政状況についての、まず1点目のラスパイレス指数が低いと思われるが、その要因は職員の給与水準が低いのではないかとのお尋ねにつきましては、平成19年度の本町のラスパイレス指数は92.0で、県内市町村平均値92.0と同水準で、また県内町村平均値90.3を上回っている水準であることから、県内他団体との比較では低い状況にはございません。

また、人口1,000人当りの職員数が多いとのご質問につきましては、類似団体との比較で14%程度の超過でございます。教育部門、衛生部門で類似団体を上

回っておりますが、他団体では委託している業務を本町は直営で行っていることも一つの要因でございます。行政改革集中プランにおける平成22年4月を目標年次とする職員数の達成に向け、今後も行政水準の維持確保に留意しながら、適正な定員管理につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

2点目のどのようにして地方債294億円の残債を減少するのか、その方策についてのご質問につきましては、全会計の地方債残高総額は、平成18年度末が約294億2,900万円、平成19年度末が約291億8,100万円で、この内訳は一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計をあわせた普通会計が約149億5,000万円、下水道事業特別会計が約114億8,800万円、水道事業会計が約27億4,300万円でございます。

今後の残高見込みでございますが、今後の新たな借入れを含めないとして、平成19年度末における残高約291億8,100万円は、平成21年度末、約249億5,400万円、平成22年度末、約229億5,200万円、平成23年度末、約210億4,800万円と推移する見込みでございます。

残高が減少する要因として、普通会計分で元金償還が進むことが挙げられます。今後も償還に占める元金は14億円から15億円と大きく占めますことから、地方債残高は減少してまいり、普通会計の平成23年度末残高は約92億1,900万円の見込みで、平成19年度末との比較では約57億3,100万円の減少でございます。

また、普通会計における今後の償還見込みにつきましては、現時点におきます償還のピークは平成20年から平成21年度で、その後、平成23年度からは減少してまいっている状況でございます。

下水道事業につきましては、現在鋭意事業の促進を図っているところであり、その財源として地方債を活用する必要があり、また、世代間負担の公平化を図る観点から資本費平準化債の活用によりまして、残高は現在より増になる見込みでございますが、金利負担の軽減を図るための低利への借り換えなど、公債費負担の軽減に努めておるところでございます。従来から地方債の償還に対し、普通交付税算入のあるものや、唐古・鍵遺跡の公有化事業のように、その元利償還金の90%が国県補助金として措置されるものなど、財政負担の軽減措置が図られる地方債の活用を

行ってきたところであり、このことにより、実質的な町の負担は軽減が図られるものでございます。

なお、平成19年度田原本町健全化判断比率を本定例会でご報告いたしましたが、公債費に関連いたします実質公債費比率につきましては、3カ年平均11.6%で、早期健全化基準25%の半分以下であり、将来負担比率につきましては114.7%で、早期健全化基準350%の3分の1の状況であり、おおむね良好な状況と考えております。

今後、急激な数値の上昇要因は現時点では見込んでおりませんが、各種事業を実施するための財源として地方債の活用が生じますことから、適正な財政運営に留意してまいる必要があると認識をいたしております。厳しい財政状況の中、行政改革を推進し、引き続き財政の健全化に取り組んでまいる所存でございます。

続きまして、2番目のご質問、登記簿謄本が本町名義の土地なのに行政財産、普通財産に記載がないのはなぜかについてご説明をいたします。

ご指摘の財産は笠縫住宅集会所の敷地と存じます。集会所敷地は、住宅開発に伴い道路敷地や公園敷地等と同様、開発業者より寄附採納を受けたところです。道路や公園については、行政財産として道路台帳、公園台帳で管理いたしております。集会所敷地は寄附採納を受けたものであり普通財産として管理すべきもので、当然自治会との間で使用貸借を結んでいるものと理解していたところでございますが、長年にわたり確認を怠っていた結果、ご指摘のとおり現在に至っております。したがって、この件に関しましては自治会と十分協議をいたしまして、善処したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

（教育次長 松原伸兆君 登壇）

○教育次長（松原伸兆君） 次に、第3番目の登下校の安全と通学路についてのご質問にお答えいたします。

近年子どもに対する残虐な事件が相次ぐ中、登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保についての安全指導・安全管理の周知徹底が一層図られるよう文部科学省から平成20年5月9日付の通知で次の4項目が示されております。

1 項目めといたしまして、通学路の安全点検を教職員や保護者が定期的に実施し、要注意箇所の把握・周知徹底を行うこと。

2 項目めといたしまして、幼児・児童・生徒を極力一人にしないという観点から、集団登下校や保護者同伴等による安全な登下校や、幼児・児童・生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備等の充実を図ること。

3 項目めといたしまして、幼児・児童・生徒に危険予測や危険回避能力を身につけさせる安全教育を推進すること。

4 項目めといたしまして、不審者等に関する情報の共有及び警察との連携をとりながら、学校・保護者・地域の関係団体との間で、情報を迅速かつ確実に共有する取り組みを進めることとなっております。

本町といたしましては、従来から交番及び駐在所、平成10年から「子ども110番の家」など、万一の際に駆け込める場所の協力依頼、平成17年4月より青色防犯パトロール車3台による下校時の巡回により、犯罪・事故・災害の被害を未然に防止するとともに、地域の皆さんが安全に対する関心を高める目的などとして実施しております。さらに「田原本町民生活に係る危険箇所等情報提供に関する覚書」を本町と郵便事業株式会社、田原本支店長との間で締結しております。

また、平成17年12月からスクールガードリーダーとして警察官のOBの方を県より派遣していただき、各学校を巡回指導及び警戒していただいているところがあります。また、平成18年9月より各幼・小・中学校（園）に緊急メール連絡網システムを導入し、保護者に学校・園から、防災情報、不審者情報等を迅速・適正に発信を願っているところでもあります。さらに各学校・園においては、防犯マニュアルの作成、不審者避難訓練の実施、集団下校、安全マップの作成、各校区の特性を生かした地域の取り組みとして、保護者の下校時の迎え、登録制による「見守りボランティア」「ひまわりの会」「子供を犯罪から守る会」及び「子どもお帰り運動」など家庭や地域の関係機関、団体と連携をした取り組みを行っていただいております。なお、この活動の維持と効果の継続には、保護者や地域で活動する皆様の理解と協力が不可欠であることから、今後とも地域の支援をお願いするものであります。

また、通学路の防犯灯設置、道路補修等につきましては、利用目的等が異なる場

合がありますので、従来どおりの対応とさせていただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（松本宗弘君） 3番、竹邑利文議員。

○3番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。

ラスパイレス指数、一応92と聞きましたけども、人口一人当たりの職員数としてはね、私は矛盾している数字やと思うんです。だから職員数を是正してもらって、適正給料で職員の方には町民に対して奉職をしてもらいたいと。

それと地方債の件なんですけど、町民としたら地方債って何かという意味がわかってないと思います、言うたら。単純に考えて地方債というのは、これはあくまでも借金ですから。だから借金として言うたら、町民の方が「えっ、こんな金額ですか」となるんですね。町の広報には、あくまで地方債という名目は載ってるから、この借金という意味は理解できないと思うんですわ。この点、またやっぱり徹底してほしいと思うんですけども。だからこれからまだね、これ今答弁してもらったのは、新規事業なくして減っていく状態ですわ。だからまだこれから学校の耐震もまだ半分済んでいない状態です。学校耐震、下水道では、あくまでもう地方債に頼るしかないんですから。これからまた新規事業で清掃工場、駅前となればね、これは減る状態ではないと思うんです、言うたら。だから私は要望としたら、せめて200億円は切ってほしいと。あくまで要望ですよ。しかし、こう言うたって、それやったら新規事業は全くできないとかという矛盾もあるんですけど、やはり我々としたら、やっぱりもっとスリムになりたいと。もう今やったらメタボの状態と一緒に、言うたら。もっとスリムになってほしいと思うんですけど。

それから2番目の質問に対してね、登記簿謄本上は、これは要するにもう昭和48年に寄贈となっております。新たに見直ししたんはね、平成13年に新たにまたこれ維持やっとするわけですわ。そういう長い間に対して、何でこう放ってたかということ私を私は疑問を持ちまして、財政健全化法になって資産評価もやらないかんと。極端に言うたら、あしたこの土地を売って収入あったら、どこの土地を売ったかというのは、もう幽霊財産になりますよね。隠し財産です、言うたら。だからそういうこともあったから一応疑問点がありましたんで、私は質問させてもらったという

ことなんで、よろしくお願いします。

3番目の質問に対しまして、我々先般滝沢村を視察に行きました。だから私言ってるのは、要するに朝の見守り活動でもね、町の職員の方が10分間ぐらい立ってもらって、職員が一生懸命にやっているということを、一応まあお聞きしたいと思うんです、言うたら。だからここにおられる監査委員の檜さんとか、小走議員は一応警友会でこれは持続します。私ども少年補導員協会も持続します。しかし、ほかのボランティア団体はね、いつなくなっても不思議じゃないわけです、言うたら。だから私は行政の方にもね、一応せめて10分ぐらいできる方があればやってほしいということです。

1つ町長にお聞きしたいんですけど。先般の新聞のタイトルで『庁舎内トイレ市長自ら清掃一経費も汚れも浮かしますー』、これは兵庫県三木市が財政難で、市長以下管理職85人が庁舎のトイレ清掃を行う。民間清掃会社に払う600万円が消滅する。「市長曰く、トイレは来庁者だけでなく職員も使う。汗をかく姿を市民に見てもらいたい」「職員の意識改革にもつなげたい」と。町長はこのような考え方はどうですか。ひとつお答えをお願いします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 先ほどの総務部長と教育次長に答弁は要らないの。

○3番（竹邑利文君） だから今後は減るやけども、新規事業があつたらふえるのはどうですかということを。

○議長（松本宗弘君） わかりました。総務部長。

○総務部長（中島昭司君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

当然新規事業がふえますと、当然起債で借金がふえてくるわけでございます。それは今まだ想定の範囲でございますので、今現時点で先ほどお答えいたしましたように状況でございますので、今後そういう部分につきましては、ご答弁の中でも申し上げましたように借り換えをいたしまして、有利な方法で少しでも元金が償還できるような方法を今後とっていききたいし、交付税算入のできるような起債をお借りしていきたいと、このように考えておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） 平素は子どもの登下校にいろいろボランティア活動の皆様方にご協力いただいています。感謝を申し上げるところでございます。

ただいまご提案をいただきました分につきましては、課内で調整を図りながら、できるだけその方向で、そういうように努力はしてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 貴重なご意見ありがとうございます。

三木市のほうでは財政難に伴いまして、市長の姿勢を示すという意味で、また議員おっしゃいましたように、職員の皆様方の意欲を高めるということでやっておられるんだろうというふうに理解をしているところでございます。本町といたしましても、それもひとつの手法の一つであろうというふうに考えておりますが、今現在本町といたしましては、職員として本来の職務をまず全うすべく、今のやりがいのある仕事、やりがいを見つけていただき、今の職責を全ういただくことをまず第一に考えておるところでございますので、現在のところそういった方向性は考えておりません。

○議長（松本宗弘君） 3番、竹邑利文議員。

○3番（竹邑利文君） 先般も滝沢村を視察して、職員が自己業務を越えて活動していると。これは私は非常に感銘を受けましたけどもね。だから町のためにも皆さん方、頑張ってもらいたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして3番、竹邑利文議員の質問を打ち切ります。  
続きまして5番、吉田議員。

（5番 吉田容工君 登壇）

○5番（吉田容工君） それでは議長の許可をいただきまして一般質問をさせていただきます。私は主に3点にわたって質問させていただきます。

まず第1点目、少人数学級についてであります。

私は東小学校のほんの近くに住んでいますので、校長先生から毎月の行事案内をいただきます。この夏休みも、「どうして子どもたちが登校しているんですか」と聞いたところ、「サマーチャレンジをやってるんです」ということでした。6月もミニミニコンサートを聴きに行きました。昼休みの15分を利用して、子どもたち

が自分で応募し、企画も司会も子どもたちがこなしていました。ピアノの演奏あり、合唱あり、ダンスあり、演歌あり、みんな楽しんでいたのが印象的でした。東小学校の児童数は約120人、1学年20人前後です。児童数が少ないから、このようないろいろな取り組みができるのか、教職員が意欲的に取り組んでいるのかは存じ上げませんが、少なくとも人数が少ないことをプラスにとらえておられるように思います。そもそも1学級の児童数の基準は40人でした。平成13年度に都道府県教育委員会が児童・生徒の実態を考慮して、特に必要があると認める場合は、その基準以下の児童・生徒数による学級を編成することが可能になりました。それ以後、本町でも少人数学級制度を取り入れておられます。今年は6学年で実施をされています。

そこで質問します。本町教育委員会の少人数学級制度に対する考え方と評価について答弁をお願いします。

全国的には、東京都を除くすべての道府県で少人数学級を実施されています。少人数学級の効果については、「学級が落ち着き、子どもたちの情緒が安定し、明るくのびのびした」（25道府県）。「学力の向上、学力の底上げ、定着が進む」（25道府県）。「発言機会がふえ積極的に授業に参加するなど学習意欲が高まった」（24道府県）。「保護者との連携が密になり保護者からの信頼が高まる」（16道府県）。「欠席日数や不登校の減少、トラブルや問題行動の減少」（15道府県）などのアンケート結果が出ています。

すべての道府県が、学習面と生活面両面で少人数学級を評価していることが特徴です。各道府県で基準は違いますが、奈良県は対象校を市町村が希望する学校とし、1学級35人以下の基準を採用されています。現在35人超のクラスは2クラスあります。来年度はどうされるのか答弁を求めます。

2番目の点について移らせていただきます。「田原本結婚応援団」について質問します。少し前になりますが、手紙をいただきましたので、その内容をまず紹介いたします。

「突然のお便りで恐縮ですが、お願いがあります。私は長年、田原本町に居住しており、また田原本町自体が大好きです。しかしながら、町人口は横ばいで幼少人口は減少していると聞いています。奈良県は出生率が全国でも低く、県では少子化

対策として、出会いセンター「なら結婚応援団」の運営を開始し、結婚を推進されています。私の子どももこのイベントに参加させていただいておりますが、参加者が多くて的を絞りにくく、かえって出会いがたいと言っております。参加者が少ないこじんまりとした場があってもいいのではないのでしょうか。同じような生活環境である地元の方を希望しているようなので、「なら結婚応援団」の田原本バージョンを実施していただけないのでしょうか。個人情報の保護も踏まえ、真摯に結婚を望んでいることの意味表示のため、出席は親もしくは親族等の同伴とし、本人はもちろん同伴者も確認書の提示を求めています。事前申し込みのうえ、場所は生涯学習センターの会議室等で実施し、経費をかける必要はないと思います。年齢も少子化対策ということを考慮すれば、男女とも比較的若い年代、例えば男性24歳から34歳、女性22歳から32歳が適切かと思います。男性はもちろん安定した所得のある有職者に限定です。参加者が少ない場合は中止もやむを得ないし、町は機会の提供のみで、出会いの結果の責任は負わない旨は明示しておく必要はあるかと思っています。田原本町の将来のためにも町内居住者限定で実施してください。ご検討をよろしくお願いいたします。」という内容でした。

非常に真面目な訴えです。先日の新聞には、宮崎県西都市の独身女性を対象とした農業体験ツアーの記事が載っていました。内容は10日間にわたって、ピーマンやキュウリの作付けなど農業体験をするというものです。特徴は宿泊費を市が負担すること、参加者には日当5,000円、合計5万円が支払われることです。農家の嫁探しのための企画です。田舎の話と片付けるわけにいかないのは、田原本町でも専業農家の方では同じ問題で困っておられるからです。その一方、読売新聞のアンケートでは、「結婚した方がよい」と答えた20代の方が、わずか5年間で30%から52%に急増しています。また、結婚しない理由に12%と少数ではありますが、「見合い相手を紹介してくれる世話好きの人が減ったから」という理由を挙げておられます。いろんな角度から結婚応援が求められていると考えます。

そこで質問します。若者の結婚をどのように応援しようと考えておられるのか。「田原本結婚応援団」や農家の嫁探しについてはどうか。答弁をお願いします。

3番目の質問であります。介護保険について質問をいたします。

先日、ご主人が亡くなられた後も、自宅で住んでいたいと望んでおられる方とお

会をしました。その方は約10年前から身体障害者手帳2級をお持ちで、要介護度4と認定されています。最近視力も落ちて10センチから20センチに近づかないと見えない状態だそうです。普段は一定の場所に座っているか、それもすぐに疲れて横になっている。トイレも頻繁に行くが、少なくとも一部介助が必要、昼夜の区別がつかない状態だそうです。それでもご主人がおられるときは助け合って暮らしてこられたそうです。ところが、ご主人が亡くなられて生活が一変しました。嫁いでおられる娘さんが、仕事と嫁ぎ先の家事の合間に帰ってこられて、大物の整理、洗濯、掃除、ごみ出し、布団干し、草引きなどをし、介護サービスでデイサービスやショートステイサービス、家事援助などを利用されています。それでも不十分なので、町独自に行っている生活支援事業のことについて役場窓口で聞いたところ、「インターネットで調べてください」という対応だったということで、私のところに連絡がありました。

地方自治法第1条の2には、地方自治体の役割は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする旨定められています。介護保険でカバーできる範囲は限られています。田原本町が田原本町にお住まいの高齢者、これまで一生懸命税金を払い、保険料を払ってこられた年配の方に対して、「田原本町で住んでよかった」と実感していただけるような対応が求められていると思います。一人一人の高齢者にどのようなサービスが必要かを考え、その人らしい生活や人間的発達を支援し保障することが求められています。介護保険でカバーできないところに自治体が手を差し伸べる。田原本町には少ないですが、医師や薬剤師の訪問サービス、緊急通報装置貸与、生活用具給付、紙おむつ給付、寝具洗濯サービス、訪問理美容サービス、食の自立支援サービスなどの生活支援事業があります。介護保険サービスとこれらのサービス、さらにボランティアをいかに有機的に活用するかが自治体の役割だと考えます。

そこで質問します。年配の方にどのような姿勢で接しておられるのか、答弁願います。

厚生労働省事務連絡に「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて」という文書があります。何が書いてあるかと言うと、「一部の市町村においては、個別具体的な状況を踏まえないで、同居家族等がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに

対する介護給付の支給の可否について決定している」ことは趣旨に反する。機械的に判断するのではなくて、個々人の実情に合わせてサービスしなさいということです。

そこで幾つかの点について質問します。田原本町独自でサービスを制限していないかどうか答弁をお願いします。通院介助や外出介助サービスで見守り介助が必要な場合は、待ち時間もサービス時間に入れているのか。生活支援事業で日中独居の方へのサービスを行っているのか。答弁をよろしくお願いします。

最後に介護認定について質問します。

要介護認定は、その人にとって介護サービスがどのくらい必要であるのか。すなわち介護の手間、介護の必要性を判定するものと伺っております。食事、移動、排泄、清潔保持など直接生活介助にどれだけ時間がかかるのか。洗濯、掃除など家事援助にどれだけの時間介護が必要か。徘徊を探索することや不潔な行為の後始末にどれだけ時間がかかるのか。歩行訓練、機能訓練にどれだけ時間がかかるのか。医療行為にどれだけ時間がかかるのかを算出するために79項目を一つ一つ細かくチェックし要介護時間を算出します。しかし、運動能力は低下していないが、痴呆症を発症している高齢者については、基本項目のチェックでは的確な介護必要時間を算出できないので、運動能力の低下していない痴呆性高齢者の指標を使い、実態を反映するよう努力がされています。また、障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）を考慮することにより、日常生活動作に障害を有する方に対して、1つ目として、損なわれた身体運動機能の回復を目的とした機能回復訓練、2つ目として、日常生活行動の活性化による廃用性の運動機能低下防止、3つ目として、行動しやすい生活環境条件の整備、4つ目として、損なわれた運動機能を補う自助具の利用の面から要介護時間を適格に求める努力が行われています。その点では、痴呆性高齢者に対しても、リハビリを必要とする高齢者に対しても、79項目の基本チェックでは求められない要介護時間を考慮するわけですから、結果は当然に重度になることと考えるものです。

そこで確認のために質問します。町長は運動能力の低下していない痴呆性高齢者の指標と、障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）がどのようなものと考えておられるのか答弁をお願いします。

平成18年度の軽度化変更率は26.9%、重度化変更率は10.8%です。第  
二次判定での軽度化変更率26.9%は突出した数字です。奈良県平均は6.4%、  
全国平均は7.4%です。本町の二次判定での参考指標別変更理由は、日常生活自  
立度の組み合わせによる要介護度別分布が294件、要介護度変更の指標が162  
件です。リハビリ等日常生活自立度を考慮しながら軽度に変更されていることにな  
ります。これでは生活実態に見合ったチェックをするふりをして、国が示している  
指標に沿うよう要介護認定を変更されていることになります。

そこで質問します。町長は被認定者の生活実態を的確に把握した上で、要介護必  
要時間を認定するよう指導されているのか答弁をお願いします。

最初に指摘しましたように、自治体の趣旨は住民の福祉の増進を図ることです。  
住民の皆さんに喜んでいただく、満足していただく町になるためには、住民にとっ  
て大変なときに、この人らしい生活や人間的発達を支援し保障するにはどんなサー  
ビスが必要かという観点で、住民の生活実態を把握した上で、町が正面から対応す  
ることです。「田原本町に住んでよかった」と自慢できる自治体になることを求め  
て私の一般質問とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時47分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、吉田議員の質問に対して答弁を求めます。教育次長。

（教育次長 松原伸兆君 登壇）

○教育次長（松原伸兆君） 5番、吉田議員の第1番目の少人数学級についての第1  
点目の本町教育委員会の少人数学級制度に対する考え方と評価についてのご質問に  
お答えいたします。

本町におきます小学校においての少人数学級の導入は、奈良県教育委員会指定  
「少人数学級編制に係る指導方法の改善実施要綱」に基づくものであります。該当

する学校から当要綱に従いまして県教育委員会へ関係書類を提出し、少人数学級編制の認可を受けるものであります。本年度は議員も話されていますように、6 学年に 6 人の加配教員をいただき実施しております。実施しております学校からは、学習面におきましては、「一人一人の学習状況が把握しやすく個別指導も十分図れる」「個々の間違いや遅れがわかりやすく、その児童の理解にあった指導がしやすい」が挙げられ、生活面におきましては、「一人一人に対応がふえ、ゆとりを持って接することができる」「より細やかな配慮ができ、安心した学級、学校生活が送れる」などが報告されています。

このように学習面におきましては、個別指導の機会がふえ、基礎・基本の確実な定着を図ることが期待されます。また、生活面におきましても、学級生活において友達を通してのさまざまな触れ合いの中で、より深い児童への理解ができ、学校生活に不安を持つ児童への適切な対応ができるものと考えております。

次に、第 2 点目の、現在 3 5 人超のクラスは 2 クラスあるが、来年度はどうされるのかのご質問にお答えいたします。

現在本町の小学校におきましては、先ほどお話いたしましたように、6 学年で実施いたしております。第 1 学年で 2 クラス、第 2 学年で 1 クラス、第 5 学年で 2 クラス、第 6 学年で 1 クラスで少人数学級編制を実施しております。

ご質問の来年度 3 5 人を超えるクラスの解消及び少人数編制の拡大に伴う教員の加配等人材確保につきましては、毎年県教育委員会へお願いしておりますが、来年度におきましても強く要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） それでは 5 番、吉田議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

2 番目の、「田原本町結婚応援団」についての、若者の婚姻をどのように応援しようと考えておられるのか。田原本町結婚応援団や農家の嫁探しについてはどうかについてお答えいたします。

議員お述べの「なら結婚応援団」は、奈良県次世代育成支援行動計画の一つとし

て、奈良県少子化対策室がなら結婚応援団事務局に委託している事業であり、平成19年度は290回実施され、参加者は8,487人であります。実施主体は出会いの場を創設していただくホテル、レストラン、結婚式場、旅行会社等の企業であり、イベントに参加していただく方は、おおむね20歳代から40歳代の男女ということで、参加申し込みはインターネットとなっており大変好評のようであります。

そこで議員ご提案の「なら結婚応援団」の田原本バージョンを実施してはどうかとのお尋ねでございますが。これは田原本町に限らず、少子化対策の一環として有効であり、また結婚を真摯に望んでいる人たちにとっては出会いの範囲を広げ、多くの異性と接する機会をつくるということから、一市町村の枠にはめることなく、奈良県が実施しておられる事業に今後も同調していくことがより効果的であるとの思いから、本町独自の実施は現在のところ考えてはおりません。

次に、3番目の介護保険についての、1点目の年配の方にどのような姿勢で接しておられるのか、田原本町独自でサービスを制限していないかどうか、についてお答えいたします。

町は一人一人の自立支援を大切にしながら、元気な高齢者から寝たきりになられた高齢者まで包括した切れ目のないサービスが提供できるよう啓発と適切な窓口対応に心がけております。田原本町独自の生活支援事業を含めた中でのサービスの提供を行っておりますので、サービスの制限は特に行っておりません。

次に、2点目の通院介助や外出介助サービスで、見守り介助が必要な場合は、待ち時間もサービス時間に入れているかについてお答えいたします。

見守り介助が必要な方の身体状況に応じて、総合的な評価により、あらかじめ居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけされたものは、介護保険のサービス時間に含まれております。

次に、3点目の生活支援事業で、日中独居の方へのサービスを行っているかとの質問ですが、同居家族等がいる方に対する生活援助サービスの利用については、同居家族に疾病や障害がなくても、やむを得ない事情で家事が困難な場合には、それぞれの利用者等の状況により可否を判断し、緊急通報装置貸与、食の自立支援サービスなどの生活支援事業を行っております。

次に、4点目の町長は運動能力の低下していない痴呆性高齢者の指標と障害老人

の日常生活自立度（寝たきり度）がどのようなものと考えておられるのかについてお答えいたします。

要介護認定の審査判定は、介護の手間を客観的に判断するもので、要介護申請者の病気の重症度や介護が大変そうだ、などのような主観により決めるものではないです。どのくらい介護サービスを行う必要があるかを判断するものでございます。この必要度をものさしとして公平公正に判定を行っております。

そこで、ご質問の運動能力の低下していない痴呆性高齢者、いわゆる動ける認知のある方の指標と、障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）との関係についてでございますが、動ける認知のある方は、要介護認定ソフトによる一次判定で二段階までの重度変更が行われております。また、障害老人の日常生活自立度と認知症高齢者の日常生活自立度の組み合わせ別に、二次判定において自立から要介護5までがどの程度の割合で出現するかについて、国が示した要介護分布図があり、審査会で一次判定結果の変更の指標となっております。

次に、5点目の町長は被認定者の生活実態を的確に把握した上で要介護必要時間を認定するよう指導されているのかについてお答えいたします。

ご指摘のとおり、本町では平成18年度26.9%、19年度24.0%と軽度変更率は全国的に見ても高率となっております。

そこで、日常生活自立度を考慮し、軽度に変更されているのではないかとということですが、一次判定の変更の必要性は、あくまでも特記事項や主治医意見書が基本であります。議員ご指摘の日常生活の組み合わせによる要介護度別分布、要介護度変更の指標等の参考資料につきましては、介護の手間にかかる審査判定において一次判定結果を変更する場合には、参考指標すべてについて確認を行い、検証すべき指標と位置づけられており、日常生活自立度をもって一次判定を変更しているわけではございません。認定調査や介護認定審査会における審査及び判定については、公平公正に行っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） ご答弁ありがとうございました。まず第1番目から聞かせていただきます。

今の答弁を聞かせていただきまして、少人数学級編成を高く評価していただいているのかなと思ったわけです。そこで具体的には、奈良県の場合は35人と、各市町村から希望があったら。田原本の場合も聞いてみましたら、各学校の校長先生のほうから希望があったら奈良県に強く言うという形の対応していただけるのかなと思うんですけども、そういう認識でよろしいですか。（理事者側より首肯する者あり）

はい、そしたらそういう形でぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2番目の「田原本結婚応援団」と。

まああの、行政にとってはとっぴもない提案をするのかなと受け取られたのかなと思うわけですが。実際この質問の通告をさせていただきまして、行政のほうもですね、どこが担当するのかなということで一番力の弱いところに来たんかなというのが私の受け取った感想でございますけれども。

田原本町のように町中にあったら、結婚することを、まあそなんちゃんとかされるやろうと思っておられるような状況もあるんですけどもね。実際にはやっぱり30歳代の方でもかなり独身の方がおられますし、こういう要望が私のところに来たということです。それはね、住民の中からそういう声があるんやということは認識してほしいんですよ。答弁いただいた部長は少子化対策ということで立派に答弁いただいたわけですが、やはり産業の面でも、やはり次世代を担う人をどうつくっていくのかということもありますし、それから男女共同参画のことでも同じことで、やっぱり皆一緒になってきますし、町全体の問題として、若者が結婚しやすい環境をつくるということも必要やと思いますので、私はこの問題を今すぐどうこうではありませんけども、やはり町の施策の中に位置づけていただきたいと思います。その点では位置づける中で、例えば奈良県がやっている取り組みがあったら、こういうときにありますよということを広報するとかですね、そういうこともできると思いますのでね。そういう点では田原本町でも町の課題として受け止めていただきたいと思いますので、これについては町長、ちょっと答弁をよろしくお願いいたします。

3点目の介護の問題について質問させていただきます。

本当にね、田原本町のほうの窓口を充実させていただいて、人数も確保していただいて頑張っていただいていると思っています。しかし残念なことはね、私が質問

のときに紹介しました年配の方、まだ62歳なんですよね。で、そんな中でもひとり暮らしですから、緊急通報装置でも制度としてあるんやったら付けてほしいなということで要望されたわけですけども、この制度の規定は「おおむね65歳以上」という規定があったんで、62歳はおおむねじゃないということで窓口で断られたわけですね。それやっても、それじゃ困るんやということで、1回寄ってくださいということで、このホームヘルパーさんとか、ケアマネジャーさんとか、それから施設の方とか、役場の方も入れてもらうて、現場を見てもうたら必要やと思わへんかということで、本当にね、町長の判断でこの緊急通報装置を入れてもらったんですね。

そういう点では、やはりそういう訴えがあった時点で、そういう本当にどうなんかなということを確認していただくのも必要ですし。1年前に私が一緒に、息子さんが働いておられてお父さんが一人で日中おられると。その場合にお昼でも配食サービスしてもらえへんかなと言ったときには、独居老人の方しかあきませんねんということで、何を勧められたかと言うたら、弁当屋さんのチラシをもらって、このチラシで弁当屋さんに自分で頼んでくださいという対応をされたわけですね。その点では、この対応が、私は2回しか行ってませんけども。数少ない中の、たくさんの中のこれだけの、この2つだけがそういうことやと思いますけどもね。でもそれが窓口行っても、今答弁いただいたように啓発と適切な見守り対応を心がけていますと、そういう気持でぜひ私は受けてもらいたいと思うんですよ。

その点では再度確認しますけども、本当に窓口に来られた方、田原本で住んでるお年寄りの一人一人に対して、田原本町というのは何ができるか。ここから発想して受けていただきたい。ただ単に、お年寄りの方はケアマネジャーがプラン立ててくるから、それがいけるかどうかという、そういう判定じゃなくて、「それで大丈夫ですか」という形でね、やっぱりひとつ聞いていただいたら、その一言がその来た人を勇気づけるとしますし、田原本町の姿勢が伝わると思うんですね。その点では、この窓口の対応はぜひ実行していただきたいと思っています。

その中でちょっと確認をしたいんですけども、具体的に田原本町独自で制限してないかというところで挙げさせてもらったんですけども。この通院介助、外出介助のときに、連れて行く、連れて帰るところはケアプランに入れてもらっても

いいけど、中の待ち時間、そこは基本的には実情に応じて書いてますけども、私が窓口で聞かせてもらったときは、「よく質問もありますので、この国が発行している手引きを見てもらうてるんです」ということで、もらったわけですね。そこに何と書いてあるかと言うたら、まず最初にね、「通院介助における単なる待ち時間はサービス提供時間に含まない」とボンと書いてあるわけですね。で、2番目にですね、次に院内の「付添いのうち具体的な「自立生活支援のための見守りの援助」は、身体介護中心型として算定できる」ということで書いてあるわけですね。だから基本的には連れていくときは介助が要るから、ヘルパーさんが付いていくから、その算定に入れてるわけですから、もともとこの回答の仕方が非常におかしな状態ですけども。これはなぜかと言うたら、最初にこういうことを採用して後から変えたから、これ2番目に書いてあると私は思っているんですけども。

その点ではね、この国が出してるQ&Aをパッと示すのではなくて、やはり院内付き添いについても見守りの援助が必要な方にはサービスできますよという、やっぱりそういう具体的な対応をしていただきたいなと思います。それをされているのかどうかということと、先ほど言いました日中独居の方は、息子さんや娘さんは働いておられる間に、やっぱり一人でお父さん、お母さん、どちらかの方を置いておくのが心配だと。だから配食サービスにしても、弁当を持って行ったときに元気にしてはるかどうか確認するという、そういう目的もありますのでね、この点ではもう一度、この日中独居に対してやはり田原本が持っている生活支援事業を適用できるのかということを2点、もう1回ちょっと具体的に答弁いただきます。

それと後は介護認定なんです。介護認定はね、この田原本が軽度化への変更、1から2の変更が26.9というのが高いというのは、国や県の基準と比べても言えると思うんですけども。そのときにね、もともとの介護認定の二次判定はどういうことをするかと言うと、一次判定結果、特記事項、主治医意見書をもとに審査対象者の全体像を把握し介護にかかる時間の検討を行うと。一次判定の変更が考慮された。そこで一次判定ではちょっとあかんのと違うかなと思ったときに、次の4つのことを考慮して検討しなさいというふうになっているんですよ。

ですから、もともと一次判定の結果では、ちょっとおかしいのと違うかというときに対してですね、1つ目が要介護認定と基準時間の行為区分ごとの時間、どうな

のかという検討。2つ目が日常生活自立度と組み合わせによる要介護度別分布に比べてどうなのかと。3つ目が要介護度変更の指標と比べてどうなのかと。状態像の例と合わせてどうなのかということを決めるとなっているわけですね。

ですからその点では、すべてがすべて二次判定でこの国が示している4つの指標と比べる必要はないわけですね。そういうことをまず確認したいということと、それと答弁にもありましたようにね、この日常生活自立度組み合わせによる要介護度別分布というのは、国が示している要介護度と、それと日常生活動作（ADL）と言われている部分のできる組み合わせですね。要介護度2の人が、例えばADLの判定が2やと、そしたら大体要介護度2が60%で、1が20%で、3になる人が10%やという指標を国が示してるわけですね。それに当てはめているというところが答弁にありましたところだと、私は理解しているんですけども。「障害老人の日常生活自立度と認知症高齢者の日常生活自立度の組み合わせ別に、二次判定において自立から要介護度5までがどの程度の割合で出現するかについて、国が示した要介護度分布図があり」と、それに当てはめているということですね。

ですからね、私はこの要介護度の認定は、この人に何分間のサービスが必要かということを生懸命79項目で調べていると。で、積算してきたと。それに対して、国の基準からしたら、こうやから変えるということになっていますので、本当に要介護度5の人に何分間のサービスが必要なのかということから逸脱しているような感じがするんですね。ですからそのへんについて詳しい説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ご質問ありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、一昨年から始められたと記憶はしておりますけれども、田原本町のお見合い……。 （「なら結婚応援団」と吉田議員呼ぶ）

なら結婚応援団ですか、正式名称を私、忘れましたけども。実際に数値を聞いておりますと、一昨年よりも去年、そして今年の初めよりも今のほうが人数がふえているというふうな実態を聞いております。本町におきましても場所を提供されて、田原本町内におきましても、本年度合計で今現在2回、今度また3回目が開かれるというふうに聞いておるところでございます。

いかんせん私自身もそうですけれども、この事業に認識が非常に浅いというところ

ろがございます。また県のPR不足もあろうかというふうに思うところでありますけれども。本町といたしましても積極的にこういったすばらしい事業についてPR等を考えていきたいというふうに考えております。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） まず1点目でございますけれども、住民への窓口対応でございます。この分につきましても、私が初めに答弁させていただいたように包括した切れ目のないサービスを提供できるよう十分、啓発等、適切な窓口対応をしていきたいと考えております。

2点目の病院の通院介助、外出介助でございますけれども、通院介助につきましては、先ほど申し上げましたように、ケアプランの中に入っているものにつきましては介護保険に含まれております。ただ、その病院の中で待ち時間、もちろんその認定された待ち時間については待っておられますけれども、その中まで入っていくという行為、これはもちろん個人のプライバシーもございますので、それはケアプランの中には入っておりません。

それともう1つ、病院の中の待ち時間についても、先ほど申し上げましたように居宅サービス事業のケアプランに入っておりましたら含まれておることでございます。

3点目の日中独居老人サービス、この分につきましては、家族の方がお昼出ておられる、で、独居の方が一人おられる。この分については十分精査した上で、その食事の段取りとか、そういうものを運ぶというのはサービスを行っております。で、生活支援事業というのを町が行っていますけど、生活支援事業の中には緊急通報装置の貸与、生活用具の給付、紙おむつの支給、洗濯とか、訪問の理容、散髪とか、そういうものを含めた田原本町は独自の事業をしております。

4点目でございますけれども、私が4点目の回答をいたしたとおりでございますけれども。磯城郡の介護認定審査会の介護認定に当たりましては、調査対象者の主治医の意見書と、また特記事項をそれぞれ示された資料により、総合的に全体像の把握に努められ、公正、公平に認定を行っているようなところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 5 番、吉田議員。

○5 番（吉田容工君） 通院介助について、今プライバシーという話をされてましたけどもね。要するに連れて行くときに介助が必要やと、待ってるときにじっと座っているかどうかというのは、やっぱり心配なんですよ。呼ばれたら行けるかどうか、立ち上がる時に見守りでいけるか、一部介助が要るかわかりませんが、やっぱり要るわけですよ。それはプライバシーやからしないじゃなくて、やはりその待ってる時間も、それは病院の看護師さんがするこっちゃとか、それから銀行の職員がするこっちゃというふうな感覚ではね、ちょっと実態と合わないと思いますね。その点ではこの政府の発表している Q & A に書いてあるようにね、ぜひともちょっと付き添いが見守り的な援助、一部介助が必要な人にはきちっと認めてほしいなと思います。

私は今回の質問で何を言いたかったかというのは一つなんです。要するに田原本町は、田原本町に住んでいるお年寄りの方、年配の方に、どれだけ責任を持って対応しているかということ。そして田原本で住んでよかったと、田原本にいてたからこだけ丁重にしてくれやんねんと。何もお金をかける必要はないわけで、この点ではあるサービスを紹介する。それから訴えを聞くときには真摯に相手の立場になって聞く。そういうことから、その積み重ねから信頼というのは勝ち得るわけですから、私は最後に町長に聞きたいのは、田原本町は一人一人に対してどんだけサービスできるんかという視線で対応していただきたい。ただ単に介護保険制度があって介護保険はこれだけですよということで、それで大丈夫ですよと流すんじゃないで。介護保険のサービスはありますよ。でもこの人には、もっとこんなサービスがいけるんじゃないかなと。それからボランティアもやっておられる方がおられますからね、こういうボランティアを利用できるんじゃないかという、そういうその人の生活をどういうふうに支援できるかということをぜひ一人一人の方について考えていただくような、そういう対応していただきたいと思っています。その点では町長に対して答弁を求めたところ、住民福祉部長が全部答えていただいたんですけども。最後にですね、町長の田原本町の高齢者に対する気持ちと言いますか、対応の基準というのがありましたら、ぜひ示していただきたいなと思います。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） 議員ありがとうございます。おっしゃるとおりであろうかというふうに思います。

今、介護にしましても、自立から要介護度5までという段階別に分かれております。ただ自立の中であって、また要介護度5の中にあっても、その人その人によってケース・バイ・ケースで、かなり違うというのが実情であろうかというふうに思っております。これはいつも現課と財政に申し上げていることではございますけれども、その人その人のケースに応じて、状況に応じて対応していくということ、そしてまたきめ細やかな対応をしていくということを常々申し上げているところでございますので、今後その点につきましても十分なる注意を払っていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして5番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして1番、古立議員。

（1番 古立憲昭君 登壇）

○1番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。学校、特に小学校の将来についてお伺いいたします。

本町の第3次総合計画の中で「小・中学校教育の推進」の項目において、「教育体制の確立」に関して、このように述べられておられます。「各学校における教育活動等の状況について、適切に評価を行い教育の質を保証し、不断の検証を図るとともに、学校の情報を公開して説明責任を果たします。」と。

この文面の中で「教育の質の保証」であります。現在本町の小学校校区は5つに分かれております。その校区の小学校において今や生徒数のアンバランスが顕著になってきております。

この小学校校区は昭和31年ごろから学校の統廃合や名称変更が行われ現在に至っております。例えば、昭和31年平野小学校が村立から町立に変わり、昭和33年に田原本小学校と都小学校が統合し田原本小学校に、昭和34年に唐古小学校と法貴寺小学校を廃し田原本北小学校となりました。さらに昭和36年に千代小学校と多小学校を統合し南小学校、そして昭和37年に為川小学校を廃し東小学校となり現在に至っております。それぞれの各学校において、ここにおられる皆様方は非常に感慨深い名前ではないかと思えます。また各学校において歴史と伝統を踏まえ

て、それぞれの地域の文化として現在存続をしております。

しかし、生徒数に関しては少子化の影響を受け、昭和60年全体で2,992人をピークを境に、平成5年2,210人、平成10年2,162人、平成15年1,964人、平成20年8月1,811人と昭和60年のピークと比較すると約1,100人も減ってきております。

この減少傾向は社会状況からおわかりになると思いますが、ますます児童数は減ってくると思われます。これは推測ではありますが、2020年には1,500人ぐらいになるのではないかと思います。

一方、各学校の児童数はどうかと言いますと、現在田原本小学校が736名、平野小学校が352名、南小学校が342名、北小学校が246名、そして東小学校が129名となっており、田原本小学校と東小学校が大きく児童数に差があり、その差が5.7倍となっております。

このように児童数の減少、また学校間の児童数の数に大きく差がある現状で、教育の質の保証が公平に担保できるのでしょうか。確かに少ない児童数のほうが先生の目がよく行き届くでしょう。生徒一人当たりのスペースも確保されると思います。しかし、児童数の多い学校はその分同じようにされているのでしょうか。ここに教育の質の差が出てくるのではないかと思います。さらに教育の質は教室内の授業だけではありません。子どもたちがお互いに切磋琢磨し競争もしてこそ成長していくと思います。このような点を踏まえて、現在の本町における児童数から教育の質の保証に対するご意見をお聞かせください。

次に、先ほど述べましたように、少子化による児童数の減少、また小学校間の児童数の差が将来にわたって起きてまいります。そこで昭和31年から続いている小学校の5校体制が昭和60年の児童数の現在6割になっております。この将来の児童予測数を踏まえて、小学校の数及びそれに関連する校区を検討すべきではないかと考えるものであります。今後少子化を迎えて、どこの自治体でもこれは起こり得る問題でございます。この小学校の数について、将来の児童数を踏まえて本町のご意見をお聞かせください。

次に、学校評価の取り組みについてお伺いいたします。

先ほどの第3次総合計画の中で「各学校における教育活動等の状況について、適

切に評価を行い」とあります。

そこで、この学校評価の取り組みは、学校の教育目標や運営状況を点検、評価し、その結果を教育の質の向上などに生かす、これが学校評価の取り組みであります。昨年6月に改正された学校教育法が、すべての幼稚園、小、中、高校などに学校評価の実施と積極的な情報公開を義務づけたことを受けて、全国の学校で取り組みが広がっておるそうでございます。開かれた学校づくりと連動させながら、教職員や児童、生徒、保護者、地域関係者が一体となって各地で取り組まれております。

この学校評価は、1つには教職員が行う自己評価、また、保護者や地域住民が行う関係者評価、また、客観的な立場から行う第三者評価の3つに分かれております。そして今回の改正学校教育法では、教職員の自己評価は義務づけられております。保護者による関係者評価は努力義務で、そして客観的な立場の第三者評価の実施に関しては規定されておりませんが、しかし、結果の積極的な情報公開を求めています。

もうすでに、この学校評価の取り組みをされているところもございます。栃木県宇都宮市で昨年モデル校で実施されました。その手法は、もちろんプラン・ドウ・チェック・アクションのサイクルに基づいてされたそうでございます。そしてその結果多くの問題点が判明し、地域に情報を公開することにより、地域の取り組み方や、教職員においては指導力の向上や基礎学力の向上に大変参考になっておるそうです。

そこでお伺いたします。本町におけるこの学校の評価の取り組みについて、どのように取り組まれておられるのかお聞かせください。

次に、幼稚園及び小・中学校の地デジ対応についてお伺いたします。

ご存じのように2011年7月から地上デジタル放送が完全実施となります。現在のアナログ放送がなくなってまいります。したがって、今のテレビでは、地デジ対応テレビまたはチューナーをつけなければ見られません。そこで小・中学校の地デジ対応に対し、文部科学省は3カ年計画で整備を進めるとして、平成21年度は75億円の予算を要求しております。具体的には、地デジ対応テレビの整備やチューナー、アンテナの工事費の2分の1を国が負担します。当然ながら地元自治体の負担については、地方財政措置を行うということらしいです。地デジの利点や映像

のすばらしさは、教育において今までのテレビ放送以上に効果があるものと期待されております。したがって、文科省は単に地デジのテレビが見られればよいということではなく、基本的には42インチの地デジ対応テレビの設置を進め、教育用機材として整備を図りたいようでございます。いずれにしても、全国の学校関係で60万台のうち、初年度20%、平成22年度は40%、残りは平成23年度の整備を考えているようであります。本町においても、現時点では公共施設による受信障害やアンテナの方向など、まだ手をつけられていないと思いますが、幼稚園、小、中学校においては、地デジ放送実施日には完全整備する必要があります。

そこでお尋ねいたします。本町の教育施設、特に学校において対象のテレビが何台あって、何台新しくし、何台のチューナーで対応されるのか。またその費用はどれぐらいかかるのか、わかる範囲でお答えください。

次に、保育の充実についてお伺いいたします。そのうち待機児童に関する内容については、先ほど小走議員さんがされておりますので、その分は割愛して質問させていただきます。

高齢化社会の到来で、人口が伸び悩む中、今、最も大切な施策の一つが少子化対策であります。子育てしやすいまちでなければ、高齢化率の上昇に歯止めをかけることはできません。近年人口が増加する市町村は、子育てのしやすいまちであり、少子化対策や福祉施策が充実している市町村であります。本町も人口の増加を望むものであるならば、この少子化対策にさらに力を注ぐべきであると思います。

そこで、一つは少子化対策に対するお考えをお聞かせください。

次に、この少子化対策の中で、女性の労働力が大切な要因となってきました。そしてその中で新生児保育予約についてお伺いいたします。

今述べましたように、女性が働くのが当たり前の時代となってきました。その能力が社会で認められ、活躍も期待されております。そして女性が結婚をし、子どもを産み、さあ社会に復帰しようとしたとき重要なのが保育園であります。今や子どもは保育園で育てられることが特別なことではなくなってきました。

女性は第一子出産を機に7割が離職しているにもかかわらず、25歳から39歳にかけての層の就業希望は強く、また社会もその能力の発揮を望んでおります。こういった中で両方の希望をかなえることができる一つとして保育の環境整備であり

ます。

その環境整備として提案をしたいのが、新生児が保育園に入るための入園予約でございす。これは働く女性が出産し育児休暇が終わってから、安心して保育園に預けられ、そして社会に復帰できるよう妊娠の段階で保育園の入園が予約できる仕組みです。働く女性にとっては安心して出産をでき、かつ社会復帰を可能にできる制度と思いますが、この私の提案に対してご意見をお聞かせください。

以上で通告どおり一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

（教育次長 松原伸兆君 登壇）

○教育次長（松原伸兆君） 1 番、古立議員の、第 1 番目の小学校の将来についての、第 1 点目の教育の質の保証についてのご質問にお答えいたします。

本町では毎年学校教育の指導方針を策定いたしております。策定に当たっては、各校園の代表者で構成されます田原本町学校教育の指導方針作成委員会で各校園の実態や取り組みを出し合う中で、町の教育方針等が定められたものであります。この指導方針は、全幼稚園・小学校・中学校が共通した教育を推進するための基本となるものであって、各校園や地域の実態に即して具体的に教育目標や指導計画等を作成し、教育活動を実践しております。

特に本年度は全面改正された教育基本法や関連法の改正並びに学習指導要領の改訂に向けた流れを受け止め、重点課題として、各校園においては、未来に向けて自立的に生きる子どもの育成を目指し、地域や学校の実態を踏まえ、組織的で計画的な取り組みを進められているところであります。

指導の重点といたしましては、1 点目は確かな学力の育成、2 点目は豊かな人間性の育成、3 点目は健康でたくましい心身の育成、4 点目は魅力と活力ある学校づくりなどを掲げております。さらに、具体的な校種別指導の指導内容や方法を定め、各校園では創意工夫に満ちた教育を推進されているところであります。つきましては、本町の教育は、この学校教育の指導方針に基づき、教育活動を進めているところでありますことから、各校園への定着を図るために努力をしているところでございます。

次に、第2点目の小学校の数についてのご質問でございますが、将来の人口変動や社会状況の変化によって学校規模の適正化は将来において実施せざるを得ない性質を持っていると考えます。したがって、現時点では今後の児童数の推計を見つめながら検討してまいりたいと考えております。

次に、第3点目の学校評価の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

学校評価は、各校園が自らの教育活動などの成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の向上と保証を図るため必要なものであり、保護者や地域住民に適切な説明責任を果たし、学校、園の状況に関する共通理解を持つことにより相互の連携協力の促進が図られるものであります。

そのために平成19年6月に学校教育法の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられました。

本町ではこのことを受けて、平成20年3月に田原本町立学校管理運営に関する規則の一部改正を行い、「学校評価に加え、学校運営の状況についての点検及び評価を実施し、取り組み状況の評価結果を公表するよう努める。」と定めております。さらに、平成20年4月、田原本町立学校における学校評価実施要綱が施行され、6月には、田原本町学校評価検討委員会を立ち上げ、本町の各校・園の実態や学校経営計画に応じた本町の基本的な評価項目を決定願いました。8月初旬には、各校・園に町学校評価表を提示し、9月には、学校評価の意義について、教職員間の共通理解を図り、田原本町評価項目に各校・園の事情や状況、特色を評価項目に付加し、自己評価項目を作成し、自己評価を実施する予定であります。また、児童、生徒、保護者等へアンケートの実施、情報、資料の収集整理を行うことも考えております。

学校関係者評価については、町学校評価項目及び自己評価書をもとに、各学校・園に設置しております学校評議委員会等で学校関係者評価を受け、次年度に向けて、評価の結果の課題や改善方策を整理し、教職員の共通理解を図り、今後の改善方策について検討する方向で進めております。また、学校評価の結果の公表は、現時点では学校だよりやPTA会議等で行い、3月末までに田原本町教育委員会へ報告することとなっております。

次に、第4点目の小・中学校の地デジ対応は、についてのご質問にお答えいたし

ます。

現在の各学校でのテレビの保有状況は、小学校が１１６台、中学校が８５台の合計２０１台であります。

２０１１年７月２４日の地上デジタルテレビ放送への完全移行についての対応といたしましては、普通教室・特別教室等について購入年月日や使用状況を確認し、地上デジタルテレビへの買い換え、もしくはチューナーの設置により対応するのかを今後精査してまいります。また、非常に多くの台数となることから年次計画を策定し、移行日までの設置に努めてまいりたいと考えております。

設置費用といたしましては、今のところチューナー設置対応の台数を調べていることから、すべて買い換えをした場合、地上デジタルテレビ２０１台で合計おおむね３，０００万円近い設置費用が必要となると思われます。

以上で答弁といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） それでは１番、古立議員の２番目のご質問の保育の充実についてのご質問にお答えしてまいりたいと思います。１点目の待機児童の対応につきまして、小走議員のご質問にお答えしたとおりでございます。

２点目の新生児の保育予約についてお答えいたします。

議員お述べのように、働く女性が出産し育児休暇が終わったときから安心して保育園に預けられ、職場復帰が容易になるよう妊娠の段階で入園予約ができることは少子化対策にも有効な制度であると思います。しかしながら、本町の保育行政の現状は議員もよくご承知のとおり、３園をあわせて１８名の待機児童がおります。このようなことから、今、真に保育に欠ける状況下の乳幼児の保育が優先するとの考えを今後も継続してまいりたいと考えております。したがって、入園予約制度は必要な制度であると思いますが、本町の現状にかんがみ当分の間、導入は考えておりません。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） １番、古立議員。

○１番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。

まず最初に、教育の質の保証についてということでございますが、私が質問させていただいたのは、子どもの数、児童数が各学校において、それぞれかなり違いますのでそれを踏まえて教育の質の保証ができるのかどうか。そのへんのところを再度お聞きいたします。

それと学校の評価のほうに関しては、今はやっていただいているというところでございますが、特にお伺いしたいのは情報公開の件なんですね。これを自己評価と関係者評価の2つが出てくると思います。これをどのへんまで公表されるのか。新聞によりますと、自己評価だけでは大体48.9%ぐらいは公表されておるんですけども、全体にすべてを公表するということではないみたいですので、そのへん、どこらへんまで。どの段階と言うのか、まあ教育委員会がされると思いますけども、保護者も全部含めて公表されるのか。また広報においてきちっと公表されるのか。そのへんのことをちょっとお伺いしたいということと、特に結果が出てから、それに対する対応が大事になってくると思うんですけども、これも今年から出発いたしました学校支援地域本部、これは生涯課のほうでやっていただいていると思うんですけども、このへんとの連携をどう考えておられるのか。そのへんのこともよろしく願いいたします。

地デジに関しては、できるだけ早く対応していただきたいなと思います。

そして最後の新生児の保育予約なんですけども。確かに待機児童をまずなくさないと予約できないように思われるんですけども、新生児保育に関しては0歳児でございますので、1年たつと0歳児はゼロになります。で、2歳児、3歳児になってくると前のを引き継いでくるから待機児童というのが起こってくるんですけども、0歳児に関しては繰り上がりますから、一たんゼロになるはずですから。そのへんを考えると可能ではないかと考える次第なんですね。先ほども申しましたように、やはり働くお母さん方の戦力を考えると、ぜひともこれは必要と思いますので、そのへんゼロからスタートということですので、もう一度そのへんのご答弁をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） 人数の差によって質の向上はできるのかどうかというご

質問でございますけれども。私が答弁させていただきました中で、それぞれ学校指導の重点目標をそこへ掲げられておりまして、その中には幼・小・中と目標がそれぞれ定められております。したがいまして、幼稚園・小学校・中学校、それぞれの共通したものを持ち帰っていただいて、その小学校に合ったような密着したやつを再度また学校でつくっていただくと。大きな柱としては、この基本指導要綱、骨子ですね、これを柱にさせていただきます。だから地域密着型、小学校密着型は、まずは帰られて小学校の先生方が大小ありますけれども、合ったような形でもう一度検討していただくということをこの柱で掲げておりますので、そういう方向で進んでおるといふふうには認識いたしております。

それともう1点は、学校評価の件でございますけれども。現時点の考えとしましては、とりあえず自己評価につきましてはPTA、あるいは会議ですね、そこで公表してまいろうというふうに現時点では考えております。したがいまして、その後につきましては、本年度は初年ということで今後検討していきたいというふうに思っておりますので、現段階は検討課題とさせていただけたらありがたいなと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。

古立議員おっしゃるように、0歳児の方はゼロというのは当然のことでございます。しかしながら、0歳児の方につきましても、この待機児童の18名の中に入っております。したがいまして、当初4月1日には0歳児の方については何名かは待っていただく予定はありますけれども、5月1日以降につきましては、国が示しております定数の弾力化に基づきまして25%まで余裕がございますので、0歳児につきましては何人か、すべてとはいきませんが、申し込んでおられる方につきましては入れるのかなと考えております。

○議長（松本宗弘君） 教育次長。

○教育次長（松原伸兆君） もう1点、申しわけございません。

学校支援地域本部事業のかかわり、これにつきましては関連する部分につきましては、当然教育委員会部局ということでございますので連携をとってまいりたいと

考えております。

よろしくお願いいたします。（「少子化対策の考えをお聞かせください。その分が答えられてないんですけども」と古立議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 失礼しました。少子化対策でございますけれども、一応私が今申しましたように、子どもさん、待機児童がおられます。先ほど申しましたように、国のほうの定数の弾力化に基づきまして、5月1日からは一応25%まで児童がみられます。そのことによりまして、若干の人数の方を除いては、すべて保育所に入っただけのなという形で、その制度を利用いたしまして保育事業をこれからも充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（松本宗弘君） 1番、古立議員。

○1番（古立憲昭君） ありがとうございます。

1つ、私も聞くのを忘れてまして、小学校の数なんですけども、今後の検討課題ということなんですけども。現実には少ないところのお母さんがですね、確かに少ないほうがいろいろ見てもらえるからいいんだという話は出てあるんですけども。逆にその方がどんどん成長していく段階で、大きなところへ入ってしまうと、どうしても引くと、競争心がやっぱりなくなってくると、そういうお話をお伺いしております。それと同時に、別に学校がなくなることは構わないと。しかし、足の確保、足の安全面だけは確保してほしいという意見も出てきております。そういった中で、ぜひともこの学校数に関しては検討していただきたいということと、もう1点は、かなり学校数に関しては大きな問題となってくると思いますので、じゃあ各学校間のアンバランスを解消するために校区変更ということは可能なかどうか、そのへんのことのお考えをお聞かせください。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（濱川利郎君） 学校数のお尋ねの件、よくわかるわけなんですけども。幼稚園のほうでも、ちょっと述べましたように、学校の適正規模と申しますのか、学校の、いわゆる教育効果を上げるための、いろんなことに関わってくるわけでございます。そんなことを視野に入れながら今後考えていきたいということと、それから校区変更につきましても、それと連動させながら、また今後さらに詳細にわたって検討し

ていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして1番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして7番、松本美也子議員。

（7番 松本美也子君 登壇）

○7番（松本美也子君） 議長のお許しをいただきまして、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

1項目めといたしまして、母子家庭医療費の窓口負担の軽減についてお尋ねをいたします。

母子・父子家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的として、母子・父子家庭の18歳未満の児童と、その親を対象に、医療費の一部を助成する母子家庭医療費助成制度がございます。

助成を受けるには、母子医療費受給資格証交付申請書により申請をし、認定となれば母子医療費受給資格証が発行されます。病院等、保険医療機関等の窓口へ受診の都度健康保険証とともに母子医療費受給資格証を必ず提示して医療費を一たん窓口で支払います。保険診療適用外の治療（予防接種、健康診断料、差額ベッド代）と入院時の食事療養費等については適用されませんが、保険適用内での医療費において、自己負担金額は外来療養で500円、入院療養である場合は1,000円、ただし14日以内であれば500円です。その金額を超えると、領取書を添付し申請をすると、上記の金額を控除した差額が3カ月後ぐらいに振り込まれます。償還払いになります。母子・父子家庭において、さまざまな状況が加味されて窓口で支払うことが困難なときもあろうかと思えます。病院に行くことを躊躇したり、行くことをやめてしまうことも考えられます。早期に医療機関に行けば軽症で済むことも、遅れば重症化することも十分に考えられます。働き手の親のほうにありがちかと思われます。無理が重なり病気が悪化してしまえば、とりかえしのつかないことにもなりかねません。子どもにとって、大切なかけがえのないお母さんであり、お父さんです。早期に医療機関に行けば、早期治療で医療費の抑制にもつながります。母子・父子家庭において、いつでも安心して医療機関で受診できるように、窓口負担の軽減についてお考えいただきたく質問をさせていただきました。心ある答

弁を期待しております。よろしくお願い申し上げます。

2 項目めといたしまして、食用廃油再生燃料化リサイクル事業の導入について再度お尋ねをいたします。

食用廃油再生燃料化リサイクル事業の導入については、平成 17 年第 1 回定例会におきまして一般質問をさせていただきました。事業の導入までには至りませんでしたが、担当課のご理解とご尽力を賜り、家庭等から出る廃食油の回収拠点もふやしていただいた上に、回収容器も提供していただき、年々回収量が増量していることにうれしく思っております。地球環境保護の取り組みがここ二、三年、急激に加速度を増して進んだように思われます。全国的にも家庭の廃食油を回収して地球に優しいバイオディーゼル燃料に再利用しているところが多く見受けられます。我が奈良県におきましても、様式の違いはありますが、廃油の回収を実施の市町村は三十数カ所に及ぶようになったとも伺っております。市民、町民の皆様で、また民間企業や団体で実施していただいているところを合わせれば、かなりの数になると思います。飛鳥川流域や竜田川流域の河川浄化のためにとの思いから始まった環境保護の取り組みが、こんなに多くの方の賛同を得られるようになったことに関係各位皆様の粘り強い取り組みが、お一人一人の環境に対する意識を変え、行動につながったのだと確信いたします。本町におきまして、食用廃油再生燃料化リサイクル事業を実施するとなれば、前回の質問の折にも申し上げましたが、町の企業、レストラン等飲食関係のお店、保育所、学校関係等々、そして今までに回収されていない家庭も全員にご協力を賜り、全員参加での活動が不可欠となります。

バイオディーゼルの特徴は、1、CO<sub>2</sub> 排出量はゼロとカウントいたします。実際に軽油より 10% ぐらい低減。2、排ガスの硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）及び黒煙の発生量が非常に少ない。3、公道、走行可能な軽油代替燃料。4、市販のほとんどのディーゼル車に使用可能。5、100% 使用すれば軽油取引税は免税。6、軽油より発熱量は低いですが、違いを感じるほどでないと感じております。

平成 17 年に三重県の二見町に視察に行かせていただいた折には、環境対策とコスト削減の両立を可能にする事業であるとも伺いました。もちろん事業規模と回収量によっても違いが生じると思いますが、コスト的に、そしてこの活動から得られる環境意識の向上や地域力等々にも幅を広げてお考えいただいて、食用廃油再生燃

料化リサイクル事業の導入について検討、再考をしていただきたく、再度お尋ねをさせていただきました。前向きにお考えいただくことが可能であれば、本町独自のエコマークをお考えいただいて、ご参加、ご協力いただいた企業やお店、飲食店等々に本町の環境保護の取り組みにご参加いただいていることが一目瞭然でわかるようなステッカーを貼っていただければ、さらに意識向上とともに、みんなで取り組んでいるのだとの連帯感が我が町への誇りと自信につながっていくのではないのでしょうか。地球温暖化による地球破壊への警鐘が早くから鳴らされているにもかかわらず、なかなか反応を示さない私たちに世界中で気づかないと言わせないという、自然現象があちこちで起こっています。

つい最近の愛知県を始めとした関東、東北と広範囲に降ったゲリラ雨、かつて経験のしたことがなかったという現象が次々に起こっているのも事実です。私たち先進国のわがままで、自然に生かされてきたことへの感謝を忘れ、欲望に満ちた心のままに生活をしてきたことが、太陽や自然に信仰心とも言える尊敬の念をいただき、緑の地球をそのままに残そうと、ずっと環境に最も配慮をして生活をしてきた人々を追いやり、命まで奪いかねない今、深い反省に立ち生き方を見直さなければ地球環境の破滅もそう遠くはないかもしれません。

そこで食用廃油再生燃料化リサイクル事業の導入について本町のお考えをお尋ねをいたします。

以上で壇上からの私の質問を終わらせていただきます。場合によりまして自席にて再質問をさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） 7 番、松本美也子議員のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

1 番目の母子家庭医療費の窓口負担の軽減についての質問でございますが、平成 17 年度、奈良県の福祉医療助成制度の支給方法が現物給付と償還払いの併存から、自動償還に統一されたことにより、受給者が窓口で医療費の一部負担金を支払うことになりました。このため窓口での一部負担金等が高く、その支払いが困難で

ある場合を想定して、一部負担金等を貸し付ける制度を設置している市町村がございます。本町におきましては、現在このような貸付制度は設置しておりませんが、母子医療費の窓口負担の軽減について検討してまいり、来年度より実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

（生活環境部長 小西敏夫君 登壇）

○生活環境部長（小西敏夫君） 7番、松本美也子議員の2番目、食用廃油再生燃料化リサイクル事業の導入についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員が述べられましたとおり、平成17年第1回定例会におきまして答弁いたしましたから、早や3年半余りの間におきまして、地球温暖化に関する住民の関心も高まりつつあることは確かだと思えます。

しかし、今日の環境問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、生物多様性の低下など、地球規模の環境問題はその深刻さを増しています。また、大量消費による資源の枯渇はそれに頼ってきた私たちの生活を成り立たないものにしようとしております。このような問題に対処するため、ご承知のとおり2005年、地球温暖化防止のための京都議定書が発効し、この議定書では2008年から2012年の目標期間に、我が国の温室効果ガスを90年比で6%削減することを義務づけられました。この発効を機に、全国的に地球温暖化防止の気運を高めていく必要があり、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進していかなければなりません。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、地方自治体については、自ら事務及び事業にかかる温室効果ガス排出抑制のための計画（実行計画）を策定することが義務づけられております。本町におきましても、地球温暖化防止実行計画を策定し、事務及び事業に関し、温室効果ガス排出等の措置により、地球温暖化対策の推進を図っているところであり、平成20年第2回定例会にて、議員の地球温暖化対策実行計画の実施結果及び今後の取り組みについて答弁いたしましたところでございます。

さて、今回質問の廃食用油は国内で1年間に出来るのは約40万トン、このうち約26万トンは飲食店や工場などから発生するもので、大部分が飼料や石けんの原料として有効利用されております。しかし、一般家庭から出される残りの約14

万トンにつきましては、9割以上が固めてごみとして出されたり、下水に流されたりして捨てられていると聞いております。本町では廃食用油の回収は平成6年度より実施し現在に至っております、平成18年度で2,265リットル、平成19年度で2,800リットルであります。この回収したものは、飛鳥川流域生活排水対策推進会議に参加しております5市町村にて一括に集めております。

この会議は地域住民の水質保全に関わる意識の高揚を図る目的で、廃食用油の回収などの事業を行っており、回収した廃食用油は業者に引き渡し、リサイクル石けんの原料として使用しております。この会議におきましても、バイオディーゼル燃料（BDF）への活用をどのように、今後取り組んでまいるかの研修等も行っている状況であります。また、町独自で近隣の先進自治体を参考として、実施可能であるかどうかも含めて、費用、効果、実施方法等を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 7番、松本美也子議員。

○7番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。

1番目の母子家庭医療費の窓口負担の軽減についてでございますが、来年度から実施していただけるという、うれしいご答弁ありがとうございました。その中で2つだけ再度お尋ねさせていただきます。

来年度とありますが、時期はいつからという時期をお尋ねしたいのと、金額の設定はどのようにお考えていただいているのかという、この2点を再度お尋ねさせていただきたいと思います。

そして2点目のご答弁ありがとうございました。これは今後実施可能も含めていろんな形で検討いただくということですので、十分に検討していただきまして、実施の方向にお願いしたいという形で要望にとどめさせていただきますので、この2点だけよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。

来年度の実施時期でございますけれども、現在田原本町には貸付制度という要綱がございません。この要綱を来年3月までに作成したいと考えております。時期に

つきましては、一応保険の切り替え時期、来年の８月１日から実施したいと考えております。それと金額につきましては、その要綱の中に定めますので、各市町村との額もございますので十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君）　　７番、松本美也子議員。

○７番（松本美也子君）　ありがとうございます。

今後要綱を決めていただくんですけども、要綱にあたりましては、せっかく実施していただけることですので、利用者の方が本当に喜んで、この制度を利用していただけのような要綱で、しっかりと協議検討していただきたいと思います。

金額におきましては、私といたしましては５，０００円から３０万円の範囲で、最低金額５，０００円からという形で希望させていただきたいと思いますが、その点だけ、もう１点、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松本宗弘君）　　住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田　明君）　お答えします。

十分、議員のおっしゃるようなことを踏まえまして検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君）　　以上をもちまして７番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

---

#### 総括質疑（議第３６号より認第１号までの１１議案について）

○議長（松本宗弘君）　　続きまして、今期定例会に一括上程いたしました議第３６号より認第１号までの１１議案について、去る８日に行われました町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。質疑ありませんか。５番、吉田議員。

○５番（吉田容工君）　　それでは質問いたします。

議第４０号、平成２０年度田原本町一般会計補正予算（第１号）の中で、衛生費、清掃費ですね、この中で弁護士委任委託料というのが８４０万円計上されています。これについてはですね、ちょっといつの議会か忘れましたが、高いなという話はさせてもらいまして、特に弁護士費用というのは、以前は弁護士会で大体標準的な費

用の額とか率とかが決まっていたんですけども、今は全く自由になっていると聞いています。その点でこの金額840万円は非常に高いなという思いから、これについて説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） 先般、第1回定例会で吉田議員のほうから先ほどの話がありました。私も記憶にございます。

それで、そのときのお話として判決が出た後において弁護士報酬が発生しますと。その基礎データとしては2,418万円相当、満額になりますよと。だからそれにつきまして、うちのほうとしては、なるべく過去の長い付き合いもございますので、安くしていただくように弁護士と交渉したいという話をいたしました。その結果、7月10日の日に、副町長、私、担当課長が弁護士とお会いして、その旨をお話し、最終的には弁護士のほうから800万円プラス消費税40万円という形の840万円という金額提示がございました。なお、これにつきましては、弁護士のほうにつきましても本件訴訟が町全般的に甚だ重大な影響を及ぼすことになるということで、非常に重要な裁判であったということも含めますけれども、本件事件以外にやっぱり町といろいろなことのご事情も格別配慮していただいて、こういう形の840万円ということで、基本額の33%相当でお願いしたいという旨の申し出があったというのが現状でございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 何か今の答弁を聞きますとね、何か840万円は安いんだという答弁に、頑張って安くしたんだというような答弁じゃなかったかなというイメージを受けたんですけども。

それでちょっともう1回確認なんですけどもね、平成16年に弁護士の報酬に関する規程というのが弁護士会で作っておられるんですね。そこによりますとね、先ほど言いましたように、弁護士報酬は各弁護士事務所によって自由に決めれるということになっているんですけれども。それについても一応弁護士会で報酬に関する規程というのを持っていて、そこにどう書いてあるかということなんです。

「報酬基準の作成・備え置き」というのがありまして、「弁護士は、弁護士の報酬に関する基準を作成し、事務所に備え置かなければならない。」というのがあって、

「報酬見積書」というのが第4条にありましてね、「弁護士は、法律事務を依頼しようとする者から申し出があったときは、その法律事務の内容に応じた報酬見積書の作成及び交付に努める。」ということが書いてあるんですね。この第5条には「報酬の説明・契約書作成」というのが書いてありまして、「弁護士は、法律事務を受任するに際し、弁護士の報酬及びその他の費用について説明しなければならない。」、その第2項は「弁護士は、法律事務を受任したときは、弁護士の報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなければならない。ただし、委任契約書を作成することに困難な事由があるときは、その事由が止んだ後、これを作成する。」となっているんですね。

その点ではですね、今はもう裁判自体は終わってまして、結果は出まして、まあこういう報酬くださいという請求だと思いますけれども。その前段階としてですね、この裁判が始まったときは、その弁護士と報酬に関する見積書をいただいたのか、それともちゃんと契約書を結んだのか、そのへんはどうか。もし説明があったんなら、どういう説明が当初にあったのかというのを説明願えますか。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） 私、当時おりませんで、そのへんの現状というのは私は把握しておりません。ただ当初着手金が512万5,000円でしたですかね、その部分につきましても、今、私が説明いたしましたような報酬規程に基づく計算上の中での契約という形になっております。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 非常にね、ちょっと今不自然な流れと感じたんですね。要するに契約書があって契約書に基づいて払うと。その払う額が先ほどおっしゃった2,418万円なら、それは払わなあかんし、840万円にまけてくれはったら、よかったなということになるかわかりませんが。当初の契約がわからへんのに、その840万円にまけてもらったのがよかったというのでは、ちょっと説明にならないし、住民の皆さんが納得されないんじゃないかと思いますね。この点では今ポツと出て来て、こんだけ払えという、そういう弁護士さんなんか、ちゃんと報酬規程を事務所に掲げておられて、それに基づいて請求されている弁護士さんなんかというところも気になりますよね。ちゃんとその委託契約があるんなら示してください。

説明があったんなら、こういうことでして、こうですという、そういう時系列なことを示してもらわないと、これでは承認できません。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） ちょっと説明不足で申しわけございません。

確かに当初川崎法律事務所の報酬規程、これが弁護士会によるものと全く同じでございまして、これによる説明があったというふうに聞いております。

ただ、最初言いました525万円につきましては、着手金の計算根拠がございました。その率に基づきましていきますと着手金は4億2,000万円の請求に対しまして、着手金は2%プラス369万円という形が定額でございます。合計1,209万円、ところがこれに対しまして、やはり町との長い付き合いの関係で525万円、消費税込みでという形で、41.4%相当で着手されているという経緯がございます。決して言い値で弁護士にお払いしてるというわけではございませんので、弁護士報酬規程に基づく中で、まだまけていただいて……。 （「いや、私、聞いているは840万円についてです。840万円がどうなったかを聞いているんですよ。何も着手金のことなんか一つも質問してないですよ、私」 と吉田議員呼ぶ）

だから先ほど言われたように、着手金についての明確なあれがないという話なので、私は言いました。それから今の報酬につきましては、4億2,000万円に対して4%プラス738万円掛ける消費税という形でいきますと2,538万9,000円、消費税抜きで2,418万円相当やと。これに対しまして約33%の840万円で報酬額はこれで結構ですという形で弁護士は言われたという形のことでございます。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 質問じゃなくて、もう1回確認ですけれどもね、要するに委託契約を結んでいるかどうかということを聞いているわけですよ。委託契約書にどう書いてあるんかということを聞いているわけで。それに対してはどうなんですか。ないんですか。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後 2 時 2 8 分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） 失礼いたしました。委託契約書はございます。

○議長（松本宗弘君） 5 番、吉田議員。

○5 番（吉田容工君） もうこれ以上は聞きませんので、あとは常任委員会のほうで十分審議していただきたいんですけども。委託契約書には成功報酬についてはどう書いてあるんですか。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） 成功報酬については委託契約の中ではうたっておりません。

○議長（松本宗弘君） 5 番、吉田議員。

○5 番（吉田容工君） この弁護士の報酬に関する規程にはね、第 5 条に「弁護士は、法律事務を受任するに際し、弁護士の報酬及びその他の費用について説明しなければならない。」と。で、委任契約についてはですね、報酬に関する事項を含む委任契約を結びなさいと書いてあるわけですね。成功報酬も報酬なんですよ。それが書いてないというのはね、おかしいと私は思います。例えば成功報酬については、裁判終了後協議するとかですね、本来そういう形でも入ってなかったらあかん話ですので、それらについては、またよくもう 1 回見てもらって常任委員会で説明してあげてください。お願いします。

次に移ります。同じく議第 40 号の補正予算ですけれども、その中の清掃費で浄化センター改修等工事が 100 万円と上がっています。これについて中身のほうを説明していただけますか。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） これにつきましては、浄化センターの中で平成 21 年度から躯体の委託という形になります。職員がいなくなるということで、まず浄化センターの搬入室にカメラ 2 台を設置いたします。このカメラ 2 台につきましては、入ってくる車のナンバー、もしくは投入車がわかるという形のものとございます。それからモニター、これは清掃工場に 1 台、それから浄化センターの事務室に

1 台という形で、物の動きを感知するモーション計器付きのものを入りたいというふうに考えております。それに要する費用でございます。

○議長（松本宗弘君） 5 番、吉田議員。

○5 番（吉田容工君） そこでどういように監督、監視、管理をされるのかというのを聞きたいんですね。このモニターを使って、いかに捕まえられるかと。先ほど話がありましたように、搬入室にカメラ 2 台をつけて車のナンバープレートを確認していくということですね。今、あそこに搬入する業者というのは決まっていますよね。で、言ってみたら全くの汲み取りの部分と、それから簡易浄化とか、それから下水以外の、流す以外のところの浄化した分を持ち込むということになってきますけども。この全くのし尿の分と、それと簡易浄化とか、そういう浄化マスの汲み上げ分とをどういふふうに区別されるのかというのを聞きたいんですけど。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） 搬入されるのはおおやまと環境事業整備組合の車でございます。納入量も一定でございます。なお、その生し尿の部分の投入口と、それから浄化槽汚泥の投入口が各別々にございます。その中の位置で、これは浄化槽の汚泥やと、これは生ということがはっきりわかっています。という形でございます。

○議長（松本宗弘君） 5 番、吉田議員。

○5 番（吉田容工君） そしたら生し尿分と、浄化槽分と、両方とも監視されるということですね。（「そうです、はい。入ってくる車です」と生活環境部長呼ぶ）  
入ってくる車が監視できれば、入ってくる投入量もわかるんですか。それはわかりますか。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（小西敏夫君） 投入量につきましても、当然だれもいないというわけではございませんので、うちの委託した事務職員がそこについております。なおかつ監視カメラで見ると。まあ 1. 8 キロリットルと。2 トンタンクローリーでございしますので満杯で入ってくるという形の確認はいたしております。

○議長（松本宗弘君） 5 番、吉田議員。

○5 番（吉田容工君） 次の件で質問いたします。

議第 4 1 号の平成 2 0 年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）で

すけども。この５ページにですね、雑入というところで、公費療養費負担金というのが１５０万円上がってますけども。これをちょっと中身について説明願いたいというのと。それと金額１５０万円についての根拠ですね。これでいけるのかどうかというのを確認したいんですけども。説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。

この制度につきましては、７０歳から７４歳の被保険者につきましては、平成２０年４月から医療機関での自己負担割合が２割となっておりましたが、軽減特例措置実施要綱が定められまして、平成２１年３月３１日まで１割に凍結されており、本人１割、国１割、保険者８割の負担となっております。

通常、国の１割分は国保連合会等の審査機関で調整されておりますが、鍼灸・接骨医での施術やコルセットの装着費用につきましては、国保連合会等の審査機関よりも先に保険者へ請求がまいりますので、国が負担する１割について、保険者が先に立て替えることになります。歳出面におきましては、以前は保険給付費で支払いをしておりましたが、国の指示によりまして、公費療養費負担金として計上するよという指示がありましたので、今回こういう諸収入の雑入のほうで１５０万円の計上をさせていただきました。

１５０万円の根拠につきましては、年間の実績に基づいて国保連合会から請求がありました分を今回計上させていただいたような状態でございます。

○議長（松本宗弘君） ５番、吉田議員。

○５番（吉田容工君） 今言われた年間実績を１９年度でも、１８年度でもよろしいですけども、あったら示してもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） この分につきましては個々にコルセットの分、鍼灸医の分というのはなかなか出てこないで、レセプトを１件１件確かめないといけませんので。一応連合会から請求がある実績で、具体的に月１２万円の１２カ月、１４４万円ですか、それにプラスアルファさせていただいて１５０万円の計上をさせていただいております。

○議長（松本宗弘君） ５番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） そしたら実績の年間の数字についても、その程度しか出てこないということですか。（「はい」と住民福祉部長呼ぶ）はい、わかりました。

次に移らせてもらいます。議第42号の平成20年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

資本費平準化債というのがありまして、3ページには地方債補正ということで上がってますし、5ページには資本費平準化債が2,390万円増加ということで提案いただけてます。きょうの一般質問で竹邑議員のほうから借金がふえているよということで、どうするねんというのを質問されていましたが。この下水道に関しては、私も以前からですね、そんなにふやす必要があるのかなという思いもありますし。その点ではピークをどのへんに持っていかれるつもりなのか、その事業計画について説明を願いたいです。よろしくお願いします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） その起債残高、起債のピークというのを今のシミュレーションでいきますと平成25年を予想いたしております。額につきましては、その時点で約128億円程度かなと想定しております。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 128億円。今、117億円ですので10億円ぐらい、あと上乗せになるということですか。資本費平準化債というのはですね、私の理解では、例えば下水管を引くと、下水管の寿命がありますよね。これが40年か50年か知りませんが、その寿命と比べて、借り入れが23年から25年ぐらいにされていると。その差額の分を使えるんやから、なんぼか、また率を認めて借り入れを認めましょうかというものなのかなと思ってます。その点では、そういうことはできますよという制度なんですけれども、使うか使わへんかは各自治体が判断するのかなと思うんですけどね。やっぱりこれを使うとですね、一般会計のほうが少しゆとりは出ますよね。その点では、まあ言うてみたら、これを使ってやったら一般会計は楽やから使いたいなという、そういう気持ちもわからんでもないんですけどもね、それでは後でまた積み残しが出てくると違うかなという気もしますけれども。その点でこれからはですね、こういう資本費平準化債というのは、できるだけ使うという方向でされるのか。極力抑制して使おうとされているのか。そのへんの

考え方を教えてください。今回については平成20年度分の借り換えをした分とか、平成19年度分の地方債は確定したから、今借りるやつを全部使おうという形で計上されていますが、そのへんの、これからの資本費平準化債に対する姿勢ですね、これを説明願えますか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 議員おっしゃったような目的で制度化されたものがございます。もう1点、世代間の負担の公平化ということもございます。そういう意味もありますし、今おっしゃったような単年度におきます元金の償還について一般財源を少しでも軽減したいということもありますので、制度が続く限り、今現在の考え方は、制度がある以上は利用、活用したいなと、こんなふうに思っております。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 地方債補正というのがありましてですね、借り入れの条件というのがありますよね。4%以内と決められてますけども。今回の分はまだこれから議会が通ってからの話だろうと思いますけども。平成19年度でも資本費平準化債というのは、どのぐらいの期間で、どういう金利で借りておられるのか。金利が固定金利なのか、変動金利なのか。説明願えますか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） この平準化債、平成18年度から利用させていただいておりますけども。平成18年度で借りましたのが2.048%でございます。それから平成19年度の分が1.679%でございます。平成20年度は、これは予測でございますけれども、2.3%から2.4%ぐらいを予想しております。それから償還期間でございますけれども、20年のうち3年間が据え置きということでございます。（「金利は固定ですか」と吉田議員呼ぶ）

はい、固定です。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） この資料に平準化債というのは、世代間の負担の公平という話をされてましたけども。旧町内でもですね、一応大体のところは下水マスが入りまして、つなぐ、つながないというのは問題はあるんですけども、まあつないでは

しいという依頼はされているんやと思いますけどもね。ただ、その中で旧町内でありながら、下水マスがついてないところがやっぱり何カ所かありますよね。こういうところに対してはどのような対応をさせているのか。要するに旧町内の下水道は、もう十何年、20年ぐらいになるんですか、引いてね。その間にどういう対応されてこられたのか、今後どうするのかということもありますよね。

要するに都市計画税というのは目的税ということで、そのこともあって都市計画税を払いながら、20年ほったらかしのところがあるわけですけども、そのへんは世代間の公平どころか今負担している人の公平も図られてないという状態になりますので、そのところをちょっと説明願いたいんですけど。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 今お述べのことは、ちょっと想像の部分がありますけども。恐らく行政のほうを設置しに行きたくても、地理的に、あるいは構造的にそこへ設置できないという場所かなというふうに思います。そういう箇所については、現在つかんでおりますのが、旧町内に限って21軒ございます。それは例えばAという方の敷地が公道に接してない。何らの事情で公道に接していないと。公道に埋設している下水道管に行政から接続しに行けない、そういう箇所がございます。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） あのね、役場から設置に行けないという話をされましたけどもね、でもその方は都市計画税を払ってはりますよね。例えばその方にね、できないなら都市計画税を免除するとかという話も出てくるだろうし、行政がそんなんではへんからしょうがないがなと言っても、ちゃんと税金で払えよという話ですよ。その点ではちょっと、それはおかしいん違うかと思うし。で、できるためにはどうするという方向も模索されるんかといったら、それもされてないですよ、ほったらかしですよ。その点では今そういう世代間の公平を図ると言うてやっている、その一環でですね、今現在の中でも何らの行政サービスができないと。それはいろいろ個々に当たっていくと解決する問題もあると思いますんでね、その点は今までは何もされて来なかったということですが、今後はどうされるんですか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 今述べました、そういう設置したくても設置できない箇所について、個々の方とお話する機会がありましたら、その方は大体の場合、隣の民間の家の方の敷地を通らなければならないことになるわけです。Aという方がBという方の敷地を通して公の道の公共下水道につないでいかんならないと。その他人の土地を渡っていかんなんということなんで、まずAという方が隣のBという方と話し合いをしていただいて了解を得られるなら、次の段階に進めるかなと。仮に了解を得られたとしても、そこで条件がどんな条件がついてくるのかということもありますし。あるいは構造的にどういう接続の仕方ができるのか、できないのかということもあります。まずは隣の民地の方の了解が得られるかどうか、ここがまず出発点だと思っております。そういう説明はさせていただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 非常にね、私にとっては理解できない話なんです。ちゃんと都市計画税は勝手にとってるんですよね、一方的にとってね。で、もし話す機会があったらじゃなくて行政から話に行くということも、一つ考える必要があるんじゃないか。それがあかんのやったらね、来ていただいたらちゃんと対応しますよという、それだけの答弁でええ話でね。そんないろんなあかん条件ばかり上げられて、でけへん、でけへん、でけへんということをここで言われてもしょうないですからね。その点ではやっぱり行政から出向くつもりはありますか。なかったら、行ったらちゃんと対応していただけますか。それだけ答えを願います。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） そういう方に出くわしたら状況説明はさせていただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） それでは次の質問をします。

議第45号の財産の取得について。今回土地1, 588. 20平米を1億6, 780万9, 828円で買うという提案をされているわけですが。これについて営業補償等ですね、移転補償について説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） まず補償につきまして、今提案させてもらっている

中にも、いろんな形で含まれておりますけども。まず営業補償について基本的なことをまずお話させていただきたいと思います。（「はい、わかりやすいようにお願いします」と吉田議員呼ぶ）

これは、まず奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準及び運用方針、これがございます。これに基づきまして、専門の補償コンサルタントに鑑定をしてもらっていると、これが原則でございます。その中で今特におっしゃった営業補償についてでございますけども、3つございます。1つ目は営業廃止の補償、2つ目が営業休止の補償、それから3つ目が営業規模の縮小の補償、この3つがあるわけでございます。

1つ目の営業廃止の補償と言いますのは、法律に縛られてた業種でありますとか、あるいは地理的にその元の場所でしかできなかった営業でありますとか、何らかの事情で次の移転先で元の営業ができない、続けることができないという場合の営業廃止の補償でございます。

それから営業休止の補償と言いますのは、元の場所でされていた営業を移転先の場所でも同じ営業ができると、可能であるという場合に、元の営業をやめる日と、元の場所での営業を中断する日と、で、次の場所へ移転して再開する日との間に日数が客観的に見て開かざるを得ない場合、例えば1週間必要であるとか、1カ月必要であるとかいう場合は休む必要があるわけですから、その間の休業補償が必要であると。

それから規模の縮小、これもいろいろ条件はあると思いますけども。土地の形態が小さくなってしまったりとか、建物が小さくなってしまったりとかということで、営業の規模を縮小しなければならないと。これも、もちろん元の営業を100とした場合に、次にどのぐらいのマイナスになるのかということで営業縮小補償で計算されます。

これが基本的なことでございます。ただ、その営業補償を算出するものになりますのが、所得が影響してくるわけです。まず所得をつかめるかどうか。どんな所得があるのかどうか。そのへんをもとに今言った3つに当てはめて、大きく3つに当てはめて、あと細部の補償を計算していくと、こういうふうになります。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 5 番、吉田議員。

○5 番（吉田容工君） そしたら今の中でね、営業廃止と営業休止というのがありましたよね。で、所得をもとに計算すると。営業休止、1 週間休む、1 カ月休むという話をされましたけど、そのときはどういうふうにされるのか。所得からいくんですか。売り上げからいくんですか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） まず基本にありますのは、先ほど言いましたように、もともと営業をされていたときの収益、これがどのくらいあったのかということを含めて、今度日割りにして1 週間なら1 週間で、大体はそうです。

○議長（松本宗弘君） 5 番、吉田議員。

○5 番（吉田容工君） そしたら収益というのは、いろいろありますよね。要するに売上額があって、営業収益があって、経常収益があって、最終利益がありますよね。今言われた収益はどれですか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 売上額から必要経費を除いた額、おおまかに言うと売上額から必要経費を除いた分でございます。

○議長（松本宗弘君） 5 番、吉田議員。

○5 番（吉田容工君） 売上額から仕入額等を引いた営業収益があって、で、一般経費を引いた経常収益があって、特別損失を入れた収益があります。ですからどれですか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） ちょっとあんまり専門的なことになるとコンサルタントにそのへんを任せている部分がありますから、今ここでちょっと私も……。あんまり専門的な細部のところまでは、ちょっと承知してない部分がございます。

○議長（松本宗弘君） 5 番、吉田議員。

○5 番（吉田容工君） ということは説明できないということですか。（「はい」と産業建設部長呼ぶ）

要するにね、1 カ月だけ休むとなったらですね、普通はそんなん要するに仕入額を引いた営業収益とかの判断をしないで、それ以上の減価償却まで入れた計算なん

て入れてもしようがない話ですからね。私が基本的におかしいと思っているのは、要するにそこで営業をされていると、休止をするときにも補償しますよと。しかし、言うてみたら利益が出てなかったら補償しませんよということでしょう。生活されているわけね。会社なら人件費も払って利益があるかないかありますよね。でも普通の町の事業所はね、生活費を兼ねて人件費が言うてみたら収益やということになっているわけですからね。基本的にここで商売やってたのが、たとえ500万円やったら、500万円の売り上げがあったのがなくなるわけですよ。で、経費もなくなりますけれどもね。でも、やはり売上額があって、一番の最終的な利益はマイナスかわかりませんが、その間の経費を引いた分は、せめて補償してあげるのが普通じゃないかと思うんですよ。要するに最終的な申告額によって判断したんでは全くその実態を反映しない補償をしているんじゃないかと。私は専門家じゃないからわかりませんがね。そういう話を聞いたらやっぱりそういう思いをするわけですよ。その点では本当に田原本町のために、あなたの土地建物を譲ってくださいよと。むしろ譲ってくださいよと言うときに、あんたどこ赤字やからせえへんてというのは、またちょっと違うように気がするんですね。そういう対応をされて営業補償はこの中にどれだけ含まれているのかというのを、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君） 今のお話の続きになりますけども、やはりあくまでも公の行政が最終的に補償をお支払いをするわけですから、それなりのやっぱりきちとした根拠のある収益から根拠をもってさせていただきたい、あるいはそういうふうには算出しているわけでございます。ですから今回の場合の中に入っているのは、一部接骨院さんをされていた分が、これは借家人の方のお家ですけども、移転補償が入っております。

○議長（松本宗弘君） 5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） いやいや、そんなんを具体的に教えてほしいんじゃない。この1億5,000万円やったかな、この中に営業補償がなんぼで、ほかに移転補償で上がっている、その内訳を教えてくださいなよろしいんです。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森島庸光君）　今ちょっと説明した方の部分の一部に営業補償が入ってるわけですので、その方の営業補償部分が幾らかというのは、ちょっとこの場では申し上げられない。その方の中に営業補償部分もあれば、その中の動産の移転補償もあるし、雑費もあるし、全部含めて幾らというのはちょっと資料を持ってますけども。そのうちの幾らというのは今ちょっと持ってません。その営業部分が幾らというのは持っておりません。

○議長（松本宗弘君）　５番、吉田議員。

○５番（吉田容工君）　要するに、まあ言ってみたらね、田原本町の地権者に対する説明は土地の値段、土地の補償、建物の補償、移転補償、その他、その程度でしかないですよ。だからその中に含んできますねんという話やと思いますねん。早よう言うてみたら、私が聞いているような営業補償はなんぼやというのは、まあ入ってあるというだけで、なんぼ入ったあるというのは、わからん状態違うかと思いますけども。もしわかるんやったらね、この議会が終わってからでも結構ですから、これだけですと。その人の分、個人の分は要りませんよ。この１億５，７００万円のうち営業補償で営業廃止、営業休止、それから規模の縮小とかあるんやったら教えていただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君）　産業建設部長、吉田議員の質疑された中で、この議会後でもと言っておられるが、駅前整備事業特別委員会での審議が終わって説明できるようになったら、吉田議員に説明願いたい。

○産業建設部長（森島庸光君）　はい。

○５番（吉田容工君）　それだけ要望しておきます。

○議長（松本宗弘君）　５番、吉田議員、それでよろしいですか。

○５番（吉田容工君）　はい、結構です。以上で終わります。

○議長（松本宗弘君）　ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君）　ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

---

#### 決算審査特別委員会の設置について

○議長（松本宗弘君）　お諮りいたします。本定例会に一括上程をされております議

案のうち、認第1号、平成19年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定については、去る9月3日に開催されました議会運営委員会において協議をいたしました結果、総合的な見地から慎重な審議を要するものと考えられますので、本件については委員会条例第6条の規定により、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって本件については7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

---

#### 決算審査特別委員会の委員選任について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって委員の選任については議長より指名いたします。

指名については事務局長より発表いたさせます。

○事務局長（松井敦博君） それでは発表いたします。

決算審査特別委員会、構成人員は7名でございます。委員を朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

鶴藤幾長、上田幸弘、植田昌孝、吉田容工、竹邑利文、西川六男、古立憲昭、以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ただいま指名いたしました委員より正副委員長の選出をお願いいたしたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

午後3時00分 休憩

---

午後3時09分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長の選出について協議をいたしました結果を事務局長をもって発表いたします。

○事務局長（松井敦博君） 発表いたします。

決算審査特別委員会委員長、鶴藤幾長委員、副委員長、竹邑利文委員、以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ただいま事務局長から発表がありましたとおり互選されましたので、よろしくお願いいたします。

---

#### 上程議案の委員会付託について

○議長（松本宗弘君） それでは一括上程されております本議案につきましては、各所管の常任委員会及び特別委員会におのの付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって各所管の常任委員会及び特別委員会におのの付託をいたしまして休会中に審査を願うことにいたしたいと思います。

なお、委員会別の付託議案につきましては事務局長をもって朗読をいたします。

○事務局長（松井敦博君） 委員会別の付託議案について朗読いたします。

議第３６号、田原本町議会議員の議員報酬等に関する条例につきましては、総務文教常任委員会。

議第３７号、田原本町ふるさと応援寄附条例につきましては、総務文教常任委員会。

議第３８号、田原本町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、総務文教常任委員会。

議第３９号、田原本町人権施策協議会条例及び田原本町都市計画審議会条例の一部を改正する条例につきましては、総務文教常任委員会。

議第４０号、平成２０年度田原本町一般会計補正予算（第１号）につきましては、各常任委員会。

議第４１号、平成２０年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）に

つきましては、厚生環境常任委員会。

議第４２号、平成２０年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）  
につきましては、産業建設常任委員会。

議第４３号、平成２０年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第２号）につ  
きましては、厚生環境常任委員会。

議第４４号、平成２０年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第１号）につ  
きましては、厚生環境常任委員会。

議第４５号、財産の取得については、駅前整備事業特別委員会。

認第１号、平成１９年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定については、決算審  
査特別委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。長時間ありがとうございました。

午後３時１３分 散会